

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一頁

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同) 一三

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 一六

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 三〇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 四七

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則中「第四十八号」を「第四十八号。以下「条例」という。(第二条第二項及び第三項)に改め、「規定により」の下に「任命権者が知事と協議して定める報酬の額は」を、「次の」の下に「各号の」を加え、「者の報酬の額は」を「区分に応じ」に、「同表」を「当該各号の表」に改め、本則ただし書を削り、本則各号を次のように改める。
一 条例第一条第二号に掲げる者

区	分	金額
岐阜県土地利用審査会委員	会長である委員	日額 二二、五〇〇円
岐阜県公書審査会委員	その他の委員	日額 一一、〇〇〇円
岐阜県特別職報酬等審議会委員	日額	一〇、五〇〇円
岐阜県職員委員会委員	日額	一〇、五〇〇円

岐阜県情報公開審査会委員
 岐阜県個人情報保護審査会委員
 岐阜県公益認定等審査会委員
 岐阜県公務災害補償等認定委員会委員
 岐阜県公務災害補償等審査会委員
 岐阜県職員保健審査会委員
 岐阜県指定管理者審査委員会委員
 岐阜県施設等有効活用事業審査委員会委員
 岐阜県固定資産評価審査委員会委員
 自治紛争処理委員
 岐阜県入ボーツ推進審査会委員
 岐阜県国民保護協議会委員
 岐阜県国民保護協議会専門委員
 岐阜県防災会議委員
 岐阜県防災会議専門委員
 岐阜県消防・医療連携協議会委員
 岐阜県メデイカルコントロール協議会委員
 岐阜県交通安全対策協議会委員
 岐阜県交通安全対策協議会特別委員
 岐阜県環境審査会委員
 岐阜県環境審査会専門調査員
 岐阜県公害審査会専門調査員
 岐阜県生涯学習審査会委員
 岐阜県生涯学習審査会専門委員
 岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会委員
 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会委員
 岐阜県環境影響評価審査会委員
 岐阜県環境影響評価審査会専門調査員
 岐阜県自然環境保全審査会委員
 岐阜県自然環境保全審査会専門委員
 岐阜県私立学校審査会委員
 岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会委員
 岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会臨時委員
 岐阜県青少年育成審査会委員
 岐阜県美術協議会委員
 岐阜県現代陶芸美術協議会委員
 岐阜県地方改善促進審査会委員
 岐阜県消費生活安定審査会委員
 岐阜県苦情処理委員会委員

岐阜県社会福祉協議会委員
 保健所運営協議会委員
 岐阜県准看護師試験委員
 岐阜県医療審査会委員
 齒科技工士国家試験委員
 岐阜県地方独立行政法人評価委員会委員
 岐阜県地方独立行政法人評価委員会専門委員
 岐阜県精神医療審査会委員
 岐阜県感染症診療協議会委員
 岐阜県精神保健福祉協議会委員
 岐阜県生活習慣病検診等管理指導審査委員会委員
 岐阜県生活衛生適正化審査会委員
 クリーニング師試験委員
 調理師試験委員
 岐阜県公衆浴場入浴料金審査会委員
 製菓衛生師試験委員
 岐阜県麻薬中毒審査会委員
 岐阜県薬事審査会委員
 岐阜県介護保険審査会委員
 岐阜県介護保険審査会専門調査員
 岐阜県障害者施策推進協議会委員
 岐阜県障害者介護給付費等不服審査会委員
 岐阜県障害児通所給付費等不服審査会委員
 岐阜県国民健康保険審査会委員
 岐阜県後期高齢者医療審査会委員
 岐阜県福祉サービ入第三者評価推進審査委員会委員
 岐阜県男女共同参画二十一世紀審査会委員
 ぎふ少子化対策県民連携協議会委員
 岐阜県児童福祉協議会委員及び臨時委員
 岐阜県産業会館指定管理者審査委員会委員
 岐阜県大規模小売店舗立地審査会委員
 岐阜県職業能力開発審査会委員
 岐阜県郷土工芸品審査会委員
 飛騨・美濃の観光を考える委員会委員
 飛騨・美濃すくれもの認定審査会委員
 岐阜県農政審査会委員
 岐阜県卸売市場審査会委員

- 岐阜県農業共済保険審査会委員
- 岐阜県農業農村整備委員会委員
- 岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会委員
- 岐阜県森林審議会委員
- 岐阜県木の国・山の国県民会議委員
- 岐阜県水源地域保全審議会委員
- 清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会委員
- 岐阜県緑の博士認定審査会委員
- 岐阜県林業士認定審査会委員
- 岐阜県建設工事紛争審査会委員
- 岐阜県建設業審議会委員
- 岐阜県公共用地利用審議会委員
- 岐阜県入札制度運営調査委員会委員
- 岐阜県事業評価監視委員会委員
- 岐阜県入札監視委員会委員
- 岐阜県自然工法管理士認定審議会委員
- 岐阜県建設発生土処理対策調査委員会委員
- 岐阜県水防協議会委員
- 岐阜県都市計画審議会委員
- 岐阜県都市計画審議会専門委員
- 岐阜県国土利用計画審議会委員
- 岐阜県景観審議会委員
- 岐阜県屋外広告物審議会委員
- 岐阜県地価調査委員会委員
- 岐阜県建築審査委員会委員
- 岐阜県建築士審査委員会委員
- 岐阜県開発審査委員会委員
- 岐阜県宅地建物取引業審議会委員
- 岐阜県政府調達苦情検討委員会委員
- 岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会委員
- 岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会委員
- 岐阜県教職員保健審査委員会委員
- 岐阜県教科用図書選定審議会委員
- 岐阜県地方産業教育審議会委員
- 岐阜県いじめ防止等対策審議会委員
- 岐阜県社会教育委員
- 岐阜県文化財保護審議会委員
- 岐阜県博物館協議会委員
- 岐阜県図書館協議会委員

岐阜県警察審議会委員
 岐阜県留置施設視察委員会委員
 岐阜県警察職員保健審査会委員

二 一条例第一条第三号に掲げる者

区	分	金額
秘書業務専門職（浄書業務）	月額	一九四、一〇〇円
広報業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
報道業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
行政相談事務専門職	月額	二二五、一〇〇円
障がい者就労支援オフィスマネージャー	月額	二〇〇、七〇〇円
職員研修業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
公益法人検査専門職	月額	一七四、六〇〇円
情報公開・個人情報報・業務案内専門職	月額	一七四、六〇〇円
法務・情報公開課法務顧問	年額	一、二〇〇、〇〇〇円
文書審査専門職	月額	一七四、六〇〇円
学芸業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
非常勤健康管理医	月額	一五九、四〇〇円
税務事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
税務相談事務専門職	月額	二〇三、七〇〇円

家屋評価事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
警備業務専門職	月額 む(深夜の割増賃金を含)	一七四、六〇〇円
庁舎管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
県有財産管理事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
清流の国さふ広報業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
叙勲事務専門職	月額	二〇六、一〇〇円
選挙長	日額	一〇、六〇〇円
選挙分会長	日額	一〇、六〇〇円
審査分会長	日額	一〇、六〇〇円
選挙立会人	日額	八、八〇〇円
審査分会立会人	日額	八、八〇〇円
国民保護協議会幹事	日額	一〇、〇〇〇円
防災指導専門職	月額	一七四、六〇〇円
防災施設管理専門職	月額	一七四、六〇〇円
防災会議幹事	日額	一〇、〇〇〇円
防災通信業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
消防学校非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
ボーラー等管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
学校用務専門職	月額	一七四、六〇〇円
宗教法人業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
NPO施策推進専門職	月額	一七四、六〇〇円
在住外国人行政相談員	勤務一時間につき	二、〇〇〇円
地域の絆 <small>きずな</small> づくり支援専門職	月額	二〇一、四〇〇円
浄化槽管理指導専門職	月額	一七四、六〇〇円
廃棄物監視指導専門職	月額	二四五、八〇〇円
埋立適正化推進員	月額	一七四、六〇〇円
自然保護員	月額	一七四、六〇〇円
生物多様性業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
乗鞍環境ハトール員	月額	二五四、〇〇〇円
被害青少年相談員	月額 又は日額	一九四、一〇〇円 一〇、〇〇〇円
青少年育成専門職	月額 む(深夜の割増賃金を含)	一九四、一〇〇円
青少年育成推進指導員	年額	二一、〇〇〇円
立入調査員	年額	二一、〇〇〇円

精神保健相談非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
がん登録業務専門職	月額	二〇一、四〇〇円
心のダイヤル相談員 (医師に限る。)	日額	一三、七〇〇円
心のダイヤル相談員 (医師を除く。)	月額	一九四、一〇〇円
不妊専門相談医師	日額	一三、七〇〇円
不妊専門相談員	日額	九、三〇〇円
動物愛護管理専門職	月額	二二九、一〇〇円
保健衛生非常勤獣医師	月額	二七二、三〇〇円
食肉衛生検査業務専門職	月額	一八九、一〇〇円
介護報酬専門職	月額	二二四、七〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
特別児童扶養手当専門職	月額	一七四、六〇〇円
事業所指定業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
補装具業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
希望が丘学園非常勤医師	勤務一回につき 三五、〇〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)	
希望が丘学園宿日直業務非常勤医師	月額	一九四、七〇〇円
希望が丘学園非常勤保育士	月額	一九四、一〇〇円
希望が丘学園非常勤総括診療放射線技師	月額	二六六、九〇〇円
希望が丘学園非常勤看護師	月額 又は勤務一時間につき 二二五、五〇〇円 又は勤務一時間につき 二二七、〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)	
希望が丘学園非常勤薬剤師	月額	二四六、三〇〇円
発達障害者支援センター発達相談員	月額	二二二、九〇〇円
地域療育システム支援コーディネーター	月額	一九四、一〇〇円
希望が丘学園非常勤理学療法士	月額	二〇八、二〇〇円
希望が丘学園非常勤作業療法士	月額	二〇八、二〇〇円
希望が丘学園非常勤心理士	月額	二二二、九〇〇円
希望が丘学園非常勤臨床心理士	日額	一〇、〇〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	日額	一三、七〇〇円
国民健康保険医療給付専門指導員	月額	二二四、七〇〇円
地域福祉国保課非常勤医師	月額	一四九、七〇〇円

む。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該額の半額

後期高齢者医療障害認定審査医	日額	二一、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
援護事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
就労支援員	月額	一七四、六〇〇円
生活保護面接相談員	月額	一九四、一〇〇円
戦傷病者相談員	月額	一九四、一〇〇円
戦没者遺族相談員	年額	二五、一〇〇円
男女共同参画プラザ管理運営専門職	月額	一七四、六〇〇円
男女共同参画プラザ相談専門職	月額 又は日額	一七四、六〇〇円 七、八〇〇円
結婚支援業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	月額	一七四、六〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
児童心理相談員	月額	二〇一、四〇〇円
家庭支援子ども電話相談員	月額	一九四、一〇〇円
子ども相談センター保健指導専門職	月額	二〇一、四〇〇円
子ども相談センター施設業務専門職	月額	一九四、一〇〇円 む(深夜の割増賃金を含)
児童虐待対応専門職	月額	一九四、一〇〇円
児童虐待対応強化専門職	月額	一九四、一〇〇円
里親対策専門職	月額	一九四、一〇〇円
児童相談派遣専門職	月額	一九四、一〇〇円
一時保護児童学習指導専門職	月額	一九四、一〇〇円
心理判定業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
女性相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
女性支援電話相談員	月額	一七四、六〇〇円
女性心理相談員	月額	一九四、一〇〇円
女性相談員	月額	二〇一、四〇〇円
女性支援業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
同伴児童指導員	月額	一七四、六〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
わかあゆ学園非常勤栄養士	月額	六九、二〇〇円
わかあゆ学園施設業務専門職	月額	一九四、一〇〇円

職業能力開発校講師	職業能力開発校施設管理業務専門職	職業訓練指導専門職	向上訓練推進専門職	セラミックス技術指導員	産業技術指導員	研究開発推進専門職	依頼試験等業務専門職	企業立地専門職	産業人材育成コーディネーター	障害者職業訓練コーディネーター	地域雇用対策専門職	産業労働業務専門職	ひとり親自立支援員	わかあゆ学園家庭支援専門相談員	わかあゆ学園調理業務専門職	む。(深夜の割増賃金を含む)
勤務一回につき 五、八五〇円	月額 一七四、六〇〇円 む。(深夜の割増賃金を含む)	月額 二二五、五〇〇円	月額 一七四、六〇〇円	月額 二六三、五〇〇円	月額 二六三、五〇〇円	月額 三三五、一〇〇円	月額 一七四、六〇〇円	月額 二七四、六〇〇円	日額 七、八六〇円	日額 七、九一八円	月額 一七四、六〇〇円	月額 二七四、六〇〇円	月額 一七四、六〇〇円	月額 一九四、一〇〇円	月額 一八〇、一〇〇円	
農業技術指導員	圃場等管理業務専門職	岐阜県競馬管理専門職	旅券事務専門職	翻訳・通訳専門職	観光物産アドバイザー	観光情報アドバイザー	デザイン業務専門職	モノづくりコーディネーター	技術支援専門職	情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	情報科学芸術大学院大学非常勤司書	情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	情報科学芸術大学院大学非常勤講師	国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師	勤務一回につき 一六、五〇〇円
月額 一八二、九〇〇円	月額 一七四、六〇〇円	月額 六〇四、八〇〇円	月額 一七四、六〇〇円	月額 二三八、九〇〇円	月額 二〇六、一〇〇円	月額 一七四、六〇〇円	月額 二八七、〇〇〇円	月額 三六三、八〇〇円	月額 二五五、一〇〇円	月額 一九四、一〇〇円	月額 二六九、〇〇〇円	月額 二二二、九〇〇円	月額 一七四、六〇〇円	月額 二五五、一〇〇円	勤務一回につき 三四、〇〇〇円	

畜産技術指導員	月額	一八二、九〇〇円
畜産管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
酪農管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
水産管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
農業大学非常勤講師	月額 又は勤務一回につき	二二五、一〇〇円 五、八五〇円
農業大学非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
農業大学校施設管理業務専門職	月額 （深夜の割増賃金を含む）	一七四、六〇〇円
農業大学校家畜飼育業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
国際園芸アカデミー非常勤講師	勤務一回につき	三二、〇〇〇円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
病害虫防除員	日額	二、〇〇〇円
家畜保健衛生業務専門職	月額	二六六、三〇〇円
土地改良登記事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
土地改良用地事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
国有農地事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
国有財産管理人	勤務一回につき	四、六〇〇円
森林地理情報処理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林管理指導専門職	月額	一七四、六〇〇円
林業技術専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林文化アカデミー学長	年額	七、一三二、二〇〇円
森林文化アカデミー非常勤講師	勤務一回につき	三二、〇〇〇円
森林文化アカデミー施設業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林文化アカデミー学校事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	月額	一七四、六〇〇円
サポートセンター専門職	月額	一七四、六〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
公有林契約事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
公有林現地管理専門職	月額	一七四、六〇〇円
建設業事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額	一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額	一〇、〇〇〇円
登記事務専門職	月額	一七四、六〇〇円

土木技術専門職	月額 一七四、六〇〇円	年額 三〇、〇〇〇円	ただし、通行規制業務に従事した場合は、日出前又は日没後の業務一回につき七八〇円を日出から日没までの業務一回につき五二〇円を当該金額に加算した額	道路通行規制管理員	月額 二二四、七〇〇円	道路管理業務専門職	月額 一七四、六〇〇円	特殊車両通行許可事務専門職	月額 一七四、六〇〇円	排水機管理専門職	月額 一七四、六〇〇円	河川施設管理専門職	月額 一七四、六〇〇円	ダム施設管理専門職	月額 一七四、六〇〇円	ひ門管理員	月額 一四、四〇〇円	ただし、岐阜県ひ門管理員設置規則(昭和三十一年岐阜県規則第百二十八号)第二条の水は、日出前又は日没後の調査一回につき七八〇円を、日出から日没までの調査一回につき五二〇円を当該金額に加算した額	排水機場操作員	勤務一時間につき 一、九〇〇円	ひ門等操作員	勤務一時間につき 一、一〇〇円	土地価格審査専門職	日額 一〇、〇〇〇円											
国土調査・土地取引調査事務専門職	月額 一七四、六〇〇円	日額 三一、五〇〇円		構造計算専門員	日額 一〇、〇〇〇円	建築構造専門委員	日額 一〇、〇〇〇円	建築事務専門職	月額 一七四、六〇〇円	公有地化推進専門職	月額 一七四、六〇〇円	会計事務専門職	月額 一七四、六〇〇円	議会警備業務専門職	月額 一七四、六〇〇円	監査業務専門職	月額 一七四、六〇〇円	労働関係紛争あつせん員	日額 一〇、〇〇〇円	教職員保健管理医	年額 四七、〇〇〇円	学校非常勤医師	月額 一〇、〇〇〇円	県立学校非常勤講師	勤務一回につき 五、四〇〇円	市町村立定時制高等学校非常勤講師	勤務一回につき 四、一五〇円	公立幼稚園新規採用教員研修指導員	勤務一時間につき 二、八〇〇円	市町村立小中学校非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円	県立学校業務専門職	月額 一七四、六〇〇円	県立学校事務専門職	月額 一七四、六〇〇円

警察情報公開窓口専門職	警察職員健康管理医	警察精神保健相談非常勤医師	警察職員相談事務専門職	警察非常勤医師	地域安全活動総括アドバイザー	スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー	地域安全巡回指導教育専門職	銃砲等行政指導専門職	MSリーダーズ支援アドバイザー	少年相談総括アドバイザー	少年相談アドバイザー	交番相談員	捜査情報分析事務専門職	手口業務専門職	被害回復・社会復帰アドバイザー	外国人交通安全教育指導員	
月額	月額	日額	月額	日額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
二二四、四〇〇円	一五九、四〇〇円	一三、七〇〇円	三三七、九〇〇円	一三、七〇〇円	三三七、九〇〇円	二二四、四〇〇円	一八六、七〇〇円	二二四、四〇〇円	二二四、四〇〇円	三三七、九〇〇円	二二四、四〇〇円	二二四、四〇〇円	二二四、四〇〇円	二二四、四〇〇円	二二四、四〇〇円	一九四、一〇〇円	
交通安全教育専門職	放置違反金徴収専門職	交通聴聞専門職	取消処分者講習専門職	初心運転者講習専門職	運転免許更新事務専門職	警察学校教育参与	警察術科指導専門職	食品安全相談員	契約事務専門職	秘書業務専門職(受付業務)	育児休業推進職	宿日直業務専門職	国際交流員(平成二十四年三月三十一日以前に採用された者)				
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
一七四、六〇〇円	二二四、四〇〇円	三三七、九〇〇円	一九四、一〇〇円	一九四、一〇〇円	一七四、六〇〇円	二二五、一〇〇円	二二四、四〇〇円	二六六、九〇〇円	一七四、六〇〇円	一七四、六〇〇円	二七〇、五〇〇円	六五〇円	三〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	その額を当該金額に加算した額

国際交流員（平成二十四年四月一日以後に採用された者）	月額 三三〇、〇〇〇円
調理業務専門職	月額 一八〇、一〇〇円

備考

1 表中報酬の額が月額で定められている者について月額により難い特別の事情がある場合は、当該月額との権衡を考慮して月額で報酬の額を別に定めることができる。

2 叙勲事務専門職及び観光物産アドバイザーには、知事が別に定めるところにより、報酬月額を増額することができる。

付則第二項を削り、付則第一項の項番号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第四号（一）中の「の物品」の下に「（美術館及び現代陶芸美術館に係るものを除く。）」を加え、同表二の項第一号中（二）を（三）とし、（一）の次に次のように加える。

（二）美術館及び現代陶芸美術館の館長の職にある者

別表第一備考中「すべて」を「全て」に改める。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部四の項を次のように改める。

四 武力攻撃事態等における国民の保護のため

1 施行令第三十九条（施行令第五十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、災

の措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下この項中「施行令」という。）の施行に関する事務

害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十二条第一項の規定の例によることとされる車両使用者の申出に係る車両が緊急通行車両であることの確認を行うこと及び同条第二項の規定の例によることとされる緊急通行車両の標章及び証明書を交付すること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部五の項中「昭和三十七年政令第二百八十八号。」を削り、同部二十五の四の項第十五号を削り、同表保健所長の部一の項第一号中「を提出させる」を「の提出を命ずる」に改め、同項第二号及び第十六号中「検査をさせる」を「検査させる」に改め、同項第二十一号中「第二十六号まで、第二十九号及び第三十号」を「第二十八号まで、第三十号及び第三十一号」に改め、同項中第三十号を第三十一号とし、第二十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号を削り、同項第二十五号中「検査をさせる」を「検査させる」に改め、同項を同項第二十七号とし、同項中第二十四号を第二十六号とし、同項第二十三号中「書類」の下に「の届出」を加え、同項を同項第二十四号とし、同項の次に次の一号を加える。

25 法第五十二条第二項の規定により同項に規定する書類を閲覧に供すること。

別表第三保健所長の部一の項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

22 法第四十六条の四第六項後段の規定により特別代理人を選任すること。

別表第三保健所長の部九の項を次のように改める。

九 削除

別表第三保健所長の部十九の項第一号中「及び第五号」を「第五号及び第八号」に改め、同部二十一の項中「、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号。以下この項中「施行令」という。）、「狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号。以下この項中「施行規則」という。）及び岐阜県狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第六十五号。以下この項中「施行細則」という。）を削り、同項第三号中「しや断」を「遮断」に改め、同項第四号中「けい留命令」を「けい留の命令」に改め、同部三十五の項第七号中「ただし、」を「」に改め、「除く」の下に「」（「」）を加え、同項第八号中「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改め、同項第九号中「命じ、」の下に「職員若しくは指定する精神保健指定医に」を加え、「検

査等をし」を「検査等をさせ」に改め、「に当該精神科病院に」の下に「立ち入り」を加え、同項第十号中「第三十八条の七」を「第三十八条の七第一項 第二項及び第四項」に、「改善等」を「改善計画の提出を求め、又は改善計画の変更等」に改め、同項第十号中「規定による」を「規定により」に、「ただし」を「」に改め、「除く」の下に「」を加え、同項第十二号中「第四十五条」を「第四十五条第二項」に、「の交付申請に係る決定及び交付を行うこと。ただし」を「を交付すること」に改め、「除く」の下に「」を加え、同項第十三号中「第四十七条第一項の」の下に「規定により」を加え、同部三十七の項を次のように改める。

三十七 削除

別表第三子ども相談センター所長の部中二の項を削り、三の項を二の項とし、同表農林事務所長の部三の項中第七号を第十号とし、第二号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、同項第一号中「主たる事務所が農林事務所の所管区域にあるものに限る。以下この項において同じ。」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

4 法第七十二条の十八の九第三項及び第四項の規定により農事組合法人の解散及び清算について、裁判所に対して意見を述べること及び裁判所から囑託を受けて調査を行うこと。

別表第三農林事務所長の部三の項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1 法第七十二条の十二の六の規定により農事組合法人の一時理事の職務を行うべき者を選任すること（主たる事務所が農林事務所の所管区域にあるものに限る。以下この項において同じ。）

2 法第七十二条の十二の八第三号の規定により農事組合法人の財産の状況又は業務の執行について監事から報告を受けること。

別表第三農林事務所長の部五の項第三号中「一億円」を「八千万円」に改め、同部九の項中「事務」の下に「他の所掌に属するものを除く。」を加え、同部十五の項第三号（一）中「一億円」を「八千万円」に改め、同部十七の項第二十二号中「設立許可」を「設立認可」に改め、同部十九の項第五号中「第十一条の規定による」を「第十一条第五項（法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の」に改め、「第十二条の規定による変更の認定」を削り、「規定による届出」を「届出書」に、「第十七条の規定による包括承継の届出」を「第十七条第二項の包括承継の届出書」に改め、同項第十号中「期日及び場所の通知並びに意見聴取を行うこと」を「意見聴取を行うこ

と並びにその期日及び場所を通知すること」に改め、同項第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十二号中「同条第五項」の下に「において準用する同条第二項」を加え、「解除」を「指定の解除」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十七号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「受け付けること」の下に「及び同条第二項の規定により書類の提出を求めること」を加え、同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号を第二十七号とし、同表家畜保健衛生所長の部四の項中「事務」の下に「家畜衛生に係るものに限る。」を加え、同表土木事務所長の部一の項第三号（一）中「一億円」を「八千万円」に改め、同部四の項中第五十四号を第五十五号とし、第五十三号を第五十四号とし、同項第五十二号中「受け」を「受けすること及び工事完了の」に改め、同号を同項第五十三号とし、同項第五十一号を第五十二号とし、第四十六号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十五号中「徐行」を「路肩の通行の禁止」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第四十四号を第四十五号とし、第四十号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十九号中「形状変更」を「形質変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大規模修繕又は物件の付加増置」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十八号を第三十九号とし、同項第三十七号中「負担金、占用料若しくは料金」を「負担金等」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号を第三十七号とし、第二十八号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「一億円」を「八千万円」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十六号を第二十七号とし、第十七号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「道路」の下に「又は車両」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「以下」を削り、「第十一号まで及び第三十四号から第三十八号まで」を「第十三号まで、第十五号及び第三十五号から第三十九号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、同項第四号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 法第二十二條の二の規定により管理する道路について維持修繕実施者との間に於いて維持修繕協定を締結すること。

別表第三土木事務所長の部中二十六の項の次に次のように加える。

二十六の二 平成記念公園の未供用区域に関する事務
 (可茂土木事務所 長に限る。)

1 地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定により行政財産の用途又は目的を妨げない限度において新たに使用を許可し、又は使用許可の更新を許可すること。
 2 前号に定めるもののほか、平成記念公園の未供用区域を管理すること。

別表第三建築事務所長の部六の項第一号中「若しくは第六十三条第三項第五号イ又は第三十一条の二第二項第十五号八若しくは第六十二条の三第四項第十五号八」を、「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八号の六十九第三項第五号イ」に改め、同項第二号中「若しくは第六十三条第三項第六号又は第三十一条の二第二項第十六号二若しくは第六十二条の三第四項第十六号二」を、「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二、第六十三条第三項第六号又は第六十八号の六十九第三項第六号」に改め、同項の次に次のように加える。

六の二 営繕工事に
 関する事務(岐阜・
 西濃建築事務所長
 を除く。)

1 公共建築物の営繕工事(都市建設部公共建築住宅課が所管するものに限る。次号において同じ。)に係る次の事務
 (一) 工事の監督
 (二) 契約金額の変更を伴わない工事の軽微な設計変更
 2 設計金額千五百万円未満の工事に係る完成検査、出来形検査及び中間検査

別表第三建築事務所長の部十六の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項第十号中「及び」の下に「職員に」を加え、「する」を「させる」に改め、同表畜産研究所長の部一の項第三号中「許諾」を「諾否」に、「その旨」を「譲渡する種畜等の種類等」に改め、同項第五号中「第九条」を「第九条ただし書」に改め、同項を同部一の項とし、同項の前に次のように加える。

一 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
 (以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

1 法第五十六条第一項の規定により製造業者、輸入業者等の事業場等に立ち入り、検査、質問又は収去をさせること。
 2 法第五十六条第二項の規定により販売業者の事業場等に立ち入り、検査、質問又は収去をさせること。
 3 法第五十六条第三項の規定により飼料の使用上の畜舎

(試験研究に係るものに限る。)

等に立ち入り、検査、質問又は収去をさせること。

別表第三東京事務所長の部一の項第一号中「埼玉県内及び」を削り、同部の次に次のように加える。

美術館 長	岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号。以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務	1 条例第六条第一項ただし書の規定により観覧料、特別観覧料又は使用料の前納の特例を承認すること。 2 条例第六条第二項ただし書の規定により観覧料、特別観覧料又は使用料を返還すること。 3 条例第六条第三項の規定により観覧料、特別観覧料又は使用料を免除すること。
現代陶芸美術館 館長	岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号。以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務	1 条例第四条第一項ただし書の規定により観覧料又は特別観覧料の前納の特例を承認すること。 2 条例第四条第二項ただし書の規定により観覧料又は特別観覧料を返還すること。 3 条例第四条第三項の規定により観覧料又は特別観覧料を免除すること。

別表第三食肉衛生検査所長の部一の項中「(という。)」の下に「及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(以下この項中「施行規則」という。)」を加え、同項に次の一号を加える。

6 施行規則第二十七条第二項の規定により、法第十五条第一項から第三項までの規定による検査を受けようとする者から検査申請書を受けること。
 別表第三食肉衛生検査所長の部の次に次のように加える。

動物愛護センター
長

一 狂犬病予防法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

1 法第十四条第一項の規定により犬の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬を殺すことを許可すること。
 2 法第十六条の規定により狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通を遮断し、又は制限すること。
 3 法第十八条第一項の規定によりけい留の命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬を予防員に抑留させること。

<p>二 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十五条第四項の規定により犬及び猫の譲渡を行うこと。</p>
--	---------------------------------------

別表第三知的障害者更生相談所長の部を削り、同表長良川上流河川開発工事事務所長、宮川上流河川開発工事事務所長、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長及び流域浄水事務所長の部一の項第三号（中）「一億円」を「八千万円」に改め、同表流域浄水事務所長の部の五の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項第五号中「死亡」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

- | | |
|---------------------------|---------|
| 「第一款 岐阜県消防学校（第五十八条・第五十九条） | 「第一款 岐阜 |
| 第二款 岐阜県職員研修所（第六十条・第六十二条） | 第二款 岐阜 |
| 第三款 岐阜県歴史資料館（第六十三号・第六十四号） | 第三款 岐阜 |
| 第四款 岐阜県東京事務所（第六十五号 第六十七号） | 第四款 岐阜 |
| 第五款から第十款まで 削除 | 第五款 岐阜 |
| | 第六款 岐阜 |
| | 第七款から第 |
| 県職員研修所（第五十八条 第六十条） | |
| 県歴史資料館（第六十一条・第六十二条） | |

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 県東京事務所（第六十三条 第六十五号） | 「第十三款 削除 |
| 県消防学校（第六十六条・第六十七号） | に、第十四款 岐阜県精神保健福祉 |
| 県美術館（第六十八号 第七十号） | 第十五款 岐阜県食肉衛生検査 |
| 県現代陶芸美術館（第七十一条 第七十三号） | |
| 第十款まで 削除 | |

「第十三款 岐阜県精神保健福祉センター（第九十四条 第九十六号）を第十四款 岐阜県食肉衛生検査所（第九十七号 第九十九号）第十五款 岐阜県動物愛護センター（第九十一条 第九十三号）に改める。

「第十四款 岐阜県精神保健福祉センター（第九十四号 第九十六号）を第十四款 岐阜県食肉衛生検査所（第九十七号 第九十九号）第十五款 岐阜県動物愛護センター（第九十一条 第九十三号）に改める。

情報企画課
管理調整係、業務改革係、地域情報化係、ネットワーク・システム係、社会保障・税番号係

第五条第一項の表総務事務センターの項中「人事給与システム係」を削り、同条第

二項の表税務課の項第一号中「(個人住民税の直接徴収を含む。)」を削り、同表管財課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同項の次に次のように加える。

情報企画課

- 一 情報化政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。
- 二 地域情報化の推進に関すること(他の所掌に属するものを除く。第五号において同じ。)
- 三 情報通信基盤の整備促進及び運用管理に関すること。
- 四 地上デジタルテレビ放送の難視聴対策に関すること。
- 五 情報システムの集中管理に関すること。
- 六 行政情報ネットワークの管理運用に関すること。
- 七 情報セキュリティ対策の推進に関すること。

第六条の見出し及び同条第一項中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同項の表総合政策課の項中「総合政策課」を「清流の国づくり政策課」に、「分権・広域係、PPP対策係」を「政策研究係」に改め、同表情報企画課の項から統計課の項までを削り、同表清流の国づくり推進課の項中「清流の国づくり推進課」を「スポーツ推進課」に、「企画係、地域振興係、イベント振興係、地域スポーツ振興係」を「施設管理係、スポーツ交流係、地域スポーツ係、トップスポーツ係」に改め、同条第二項の表総合政策課の項中「総合政策課」を「清流の国づくり政策課」に改め、同項第一号及び第二号中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、同項第四号中「見直し」を「推進」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 清流の国づくりの推進に関すること。

第六条第二項の表総合政策課の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、第十二号を削り、第十三号を第九号とし、同号の次に次の四号を加える。

- 十 清流の国づくりに係る地域振興に関すること。
 - 十一 まちづくり支援に関すること。
 - 十二 移住・定住対策に関すること。
 - 十三 過疎地域の振興に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 第六条第二項の表総合政策課の項中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 十七 振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)に関すること(他の所掌に属する

ものを除く。)。第六条第二項の表総合政策課の項中第十四号を第十六号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 十四 ふるさとごき振興寄付金に関すること。
 - 十五 イベント・コンベンションの振興に関すること。
- 第六条第二項の表市町村課の項第八号から第十号までを次のように改める。
- 八 過疎地域、辺地、豪雪地帯及び山村の振興に関すること。
 - 九 電源立地地域対策交付金(原子力分)に関すること。
 - 十 選挙管理委員会に関すること。

第六条第二項の表市町村課の項第十三号を削り、同表情報企画課の項から統計課の項までを削り、同表清流の国づくり推進課の項を次のように改める。

スポーツ推進課

- 一 スポーツの推進に関すること。
- 二 国民体育大会に関すること。
- 三 岐阜メモリアルセンターに関すること。
- 四 岐阜県長良川球技場に関すること。
- 五 岐阜県長良川スポーツプラザに関すること。
- 六 岐阜県グリーンスタジアムに関すること。
- 七 岐阜アリーナに関すること。
- 八 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場に関すること。
- 九 岐阜県川辺漕艇場に関すること。
- 十 社会体育施設に関すること。

第六条第三項及び第四項を次のように改める。

- 3 清流の国づくり政策課に本庁課内室として地域振興室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に地域振興係及びまちづくり支援・移住定住係を置く。
 - 4 前項に規定する地域振興室の分掌事務は、第二項の表清流の国づくり政策課の項第十号から第十五号までに掲げる事務とする。
- 第六条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の一条を加える。
- (危機管理部)

第六条の二 危機管理部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係

<table border="1"> <tr> <td>危機管理政策課</td> <td>政策企画係、管理調整係、防災情報整備係、岐阜地域防災係</td> </tr> <tr> <td>防災課</td> <td>管理調整係、防災企画係、防災支援係、防災対策係、防災情報管理係、防災航空係</td> </tr> <tr> <td>消防課</td> <td>管理調整係、消防係、予防保安係</td> </tr> </table>	危機管理政策課	政策企画係、管理調整係、防災情報整備係、岐阜地域防災係	防災課	管理調整係、防災企画係、防災支援係、防災対策係、防災情報管理係、防災航空係	消防課	管理調整係、消防係、予防保安係	<p>2 前項に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>課</td> <td>分 掌 事 務</td> </tr> <tr> <td>危機管理政策課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一 危機管理に係る県民の窓口に関すること。 二 危機管理に係る議会の窓口に関すること。 三 危機管理に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。 四 山岳遭難の防止に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。 五 国民保護計画の策定及び実施に関すること。 六 自衛隊との連携及び調整に関すること（危機管理事案に限る。）。 七 防災交流センターに関すること。 八 防災情報通信システムの整備に関すること。 九 岐阜圏域における危機管理及び消防防災の実施に関すること。 十 原子力防災施策の企画調整及び推進に関すること。 十一 地域防災計画の策定及び実施に関すること（原子力防災に関するものに限る。次号において同じ。）。 十二 市町村防災計画の指導及び助言に関すること。 十三 県民の原子力防災意識の向上に関すること。 十四 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム及び原子力防災ネットワークシステムの管理運用に関すること。 </td> </tr> </table>	課	分 掌 事 務	危機管理政策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 危機管理に係る県民の窓口に関すること。 二 危機管理に係る議会の窓口に関すること。 三 危機管理に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。 四 山岳遭難の防止に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。 五 国民保護計画の策定及び実施に関すること。 六 自衛隊との連携及び調整に関すること（危機管理事案に限る。）。 七 防災交流センターに関すること。 八 防災情報通信システムの整備に関すること。 九 岐阜圏域における危機管理及び消防防災の実施に関すること。 十 原子力防災施策の企画調整及び推進に関すること。 十一 地域防災計画の策定及び実施に関すること（原子力防災に関するものに限る。次号において同じ。）。 十二 市町村防災計画の指導及び助言に関すること。 十三 県民の原子力防災意識の向上に関すること。 十四 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム及び原子力防災ネットワークシステムの管理運用に関すること。
危機管理政策課	政策企画係、管理調整係、防災情報整備係、岐阜地域防災係										
防災課	管理調整係、防災企画係、防災支援係、防災対策係、防災情報管理係、防災航空係										
消防課	管理調整係、消防係、予防保安係										
課	分 掌 事 務										
危機管理政策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 危機管理に係る県民の窓口に関すること。 二 危機管理に係る議会の窓口に関すること。 三 危機管理に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。 四 山岳遭難の防止に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。 五 国民保護計画の策定及び実施に関すること。 六 自衛隊との連携及び調整に関すること（危機管理事案に限る。）。 七 防災交流センターに関すること。 八 防災情報通信システムの整備に関すること。 九 岐阜圏域における危機管理及び消防防災の実施に関すること。 十 原子力防災施策の企画調整及び推進に関すること。 十一 地域防災計画の策定及び実施に関すること（原子力防災に関するものに限る。次号において同じ。）。 十二 市町村防災計画の指導及び助言に関すること。 十三 県民の原子力防災意識の向上に関すること。 十四 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム及び原子力防災ネットワークシステムの管理運用に関すること。 										

 | | | |-----|--| | 消防課 | <ul style="list-style-type: none"> 九 防災ヘリコプターに関すること。 十 広域防災センターに関すること。 一 消防及び救急に関する市町村の支援に関すること。 二 危険物及び消防用設備の規制に関すること。 三 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。 四 火災予防に関すること。 五 火薬類の取締り及び武器等の製造に関すること。 六 高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること。 七 電気工事士及び電気工業業に関すること。 八 消防学校に関すること。 | |-----|--| | 3 危機管理政策課に本庁課内室として原子力防災室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に原子力防災係を置く。 4 前項に規定する原子力防災室の分掌事務は、第二項の表危機管理政策課の項第十号から第十四号までに掲げる事務とする。 第七条第一項の表環境生活政策課の項中「NPO・宗教法入係」の下に「、生活・交通安全係」を加え、同表男女参画青少年課の項中「男女参画青少年課」を「私学振興・青少年課」に、「男女共同参画係」を「私学助成係、私学指導係」に改め、同表少子化対策課の項を削り、同表人づくり文化課の項中「人づくり文化課」を「文化振興課」に改め、「私学助成係、私学指導係、大学連携・生涯学習係」を削り、同表人権施策推進課の項の次に次のように加える。 | | | |-----|-------------------------------------| | 統計課 | 管理調整係、企画分析係、統計情報係、人口労働係、商工農林係、生活教育係 | |-----|-------------------------------------| | 第七条第一項の表県民生活相談センターの項中「事業者指導係」を「消費生活・事業者指導係」に改め、同条第二項の表環境生活政策課の項第五号中「第九号及び第十一号から第十三号まで」を「第十号、第十一号、第十三号、第十六号及び第十七号」に改め、同項中第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。 八 大学等高等教育機関との連携に関すること。 九 ネットワーク大学コンソーシアム岐阜に関すること。 第七条第二項の表環境生活政策課の項中第十八号を第二十三号とし、第十七号を第二十二号とし、第十六号を第二十一号とし、第十五号の次に次の五号を加える。 |

- 十六 地域コミュニティ対策の企画調整に関すること。
 - 十七 地域コミュニティの支援に関すること。
 - 十八 生涯学習に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。)
 - 十九 多文化共生の推進に関すること。
 - 二十 公益財団法人岐阜県国際交流センターに関すること。
- 第七条第二項の表男女参画青少年課の項中「男女参画青少年課」を「私学振興・青少年課」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 学校法人並びに専修学校及び各種学校の設置のみを目的とする法人に関すること。
 - 二 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- 第七条第二項の表男女参画青少年課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)に規定する重大事態についての調査結果の再調査に関すること。
- 第七条第二項の表少子化対策課の項を削り、同表人づくり文化課の項中「人づくり文化課」を「文化振興課」に改め、同項中第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、第八号から第十号までを六号ずつ繰り上げ、第四号の次に次の三号を加える。
- 五 岐阜県美術館に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。)
 - 六 岐阜県現代陶芸美術館に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。)
 - 七 岐阜県美術館美術品取得基金に関すること。
- 第七条第二項の表人づくり文化課の項中第十一号を第八号に改め、同表人権施策推進課の項の次に次のように加える。

統計課	<ul style="list-style-type: none"> 一 基幹統計調査その他の国の統計調査に関すること(他の所掌に属するものを除く。) 二 県統計調査に関すること(他の所掌に属するものを除く。) 三 統計の企画及び分析に関すること。 四 統計資料の収集、管理、提供等に関すること。 五 統計知識の普及啓発に関すること。
-----	--

第七条第三項中「地域安全室」を「地域コミュニティ室」に、「地域コミュニティ係及び地域・交通安全係」を「コミュニティ・生涯学習係及び多文化共生係」に改め、同条第四項中「地域安全室」を「地域コミュニティ室」に、「第十一号から第十五号」

を「第十六号から第二十号」に改める。

第八条第一項の表子ども家庭課の項を削り、同表に次のように加える。

子ども・女性政策課	管理調整係、企画係、少子化対策係、男女共同参画係
子育て支援課	管理調整係、子育て支援係、保育支援係
子ども家庭課	管理調整係、児童養護係、家庭支援係

第八条第二項の表健康福祉政策課の項第六号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表医療整備課の項に次の二号を加える。

- 十三 口腔保健支援センターに関すること。
- 十四 医療勤務環境改善支援センターに関すること。

第八条第二項の表地域医療推進課の項第四号中「障がい児療育の拠点整備」を「障がい児者医療」に改め、同表生活衛生課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

- 二十一 動物愛護センターに関すること。

第八条第二項の表子ども家庭課の項を削り、同表に次のように加える。

子ども・女性政策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 少子化対策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 二 児童福祉施策の総合的な調整に関すること。 三 非婚化・晩婚化対策に関すること。 四 仕事と家庭の両立支援に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ。) 五 男女共同参画施策の企画調整及び推進に関すること。
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること(子ども家庭課の所掌に属するものを除く。第四号及び第五号において同じ。) 二 子育て支援に関すること。 三 乳幼児の保育に関すること。 四 児童の福祉施設に関すること。 五 児童の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く。)の認可及び指導監督に関すること。
子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること。

- 二 児童の養護及び自立支援に関すること。
- 三 児童虐待に関すること。
- 四 家庭児童の相談及び指導に関すること。
- 五 自立支援医療（育成医療）及び結核に罹患している児童の療養給付に関すること。
- 六 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
- 七 要保護女子の保護更生に関すること。
- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。
- 九 児童及び女性の福祉施設に関すること。
- 十 児童及び女性の福祉施設を運営する社会福祉法人（社会福祉協議会を除く。）の認可及び指導監督に関すること。
- 十一 児童手当（職員に対する児童手当及び拠出金に係るものを除く。）及び児童扶養手当に関すること。
- 十二 子ども相談センター、女性相談センター及びわかあゆ学園に関すること。

第八条第四項の表総合療育推進室の項中「総合療育推進室」を「障がい児者医療推進室」に改め、同表食品安全推進室の項中「第十六号から第二十一号」を「第十五号から第二十号」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の表地域医療推進課の項中「総合療育推進室」を「障がい児者医療推進室」に、「総合療育推進係」を「障がい児者医療推進係」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 健康福祉部内に子ども・女性局を置く。

4 子ども・女性局は、子ども・女性政策課、子育て支援課及び子ども家庭課を所管する。

第九条第一項の表中小企業課の項中「中小企業課」を「商業・金融課」に改め、「資金融資係」の下に「商業振興係、経営支援係」を加え、同表産業技術課の項中「部材産業係」を削り、「技術支援係」の下に「産学連携係」を加え、同項の次に次のように加える。

新産業振興課	管理調整係、成長産業推進係、次世代エネルギー係、部材産業係
--------	-------------------------------

第九条第一項の表商業流通課の項を削り、同表観光課の項中「観光企画係」及び「海外誘客係、まちづくり支援・移住定住係」を削り、同表国際戦略推進課の項中「国際

戦略係」の下に「海外誘客係」を加え、「地域国際化係」を削り、同条第二項の表商工政策課の項の次に次のように加える。

課	分	掌	事	務
---	---	---	---	---

- 第九条第二項の表商工政策課の項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。
- 八 一般財団法人岐阜産業会館に関すること。
- 第九条第二項の表中小企業課の項中「中小企業課」を「商業・金融課」に改め、同項に次の六号を加える。
- 五 商業流通及びサービス業の振興に関すること（他の所掌に属するものを除く。第七号において同じ。）。
- 六 商店街の振興に関すること。
- 七 中心市街地の活性化に関すること。
- 八 大規模小売店舗の立地に関すること。
- 九 物流施策の企画調整及び推進に関すること。
- 十 起業家の育成及び地域ベンチャーキャピタルに関すること。
- 第九条第二項の表労働雇用課の項第八号中「岐阜県人材チャレンジセンター」を「岐阜県総合人材チャレンジセンター」に改め、同表産業技術課の項第一号中「新産業の育成」を「科学技術の振興」に改め、同項中第九号及び第十号を削り、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第三号から第五号までを削り、第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。
- 二 研究開発に関する政策的な企画立案及び調整に関すること。
- 三 国の試験研究機関、大学その他の関係機関との研究交流の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。次号及び第六号において同じ。）。
- 四 産学官連携型技術開発プロジェクト、地域連携型プロジェクト等のプロジェクト研究の企画及び推進に関すること。
- 五 公益財団法人岐阜県研究開発財団に関すること。
- 六 試験研究機関の予算に関すること。
- 第九条第二項の表産業技術課の項第十一号中「（他の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項の次に次のように加える。

新産業振興課	一 成長産業の育成に関すること。
--------	------------------

- 二 株式会社ブイ・アール・テクノセンター及びテクノプラザプロジェクトに関すること。
- 三 エネルギー対策の総合調整に関すること。
- 四 岐阜県エネルギー長期需給計画に関すること。
- 五 次世代エネルギー産業の育成に関すること。
- 六 部材産業の育成に関すること。
- 七 知的財産の活用支援に関すること。

第九条第二項の表地域産業課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 アクティブGに関すること。

第九条第二項の表商業流通課の項を削り、同表観光課の項第二号中「こと」の下に「(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ。)」を加え、同項第三号中「国際観光」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを削り、同表国際戦略推進課の項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国際観光に関すること。

第九条第二項の表国際戦略推進課の項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 通訳案内士に関すること。

第九条第五項の表産業技術課の項を次のように改める。

観光課	観光企画室	観光企画係
-----	-------	-------

第九条第六項の表次世代エネルギー室の項を次のように改める。

観光企画室	第二項の表観光課の項第一号、第四号及び第五号に掲げる事務
-------	------------------------------

第十条第一項の表農政課の項中「管理調整係」の下に「農業研究推進係」を加え、同表農産物流通課の項中「輸出戦略・広域流通係」を「輸出戦略・流通企画係」に改め、「地産地消係」の下に「六次産業化推進係」を加え、同表農業経営課の項中「就農支援係、就農者育成施設係」を削り、同条第二項の表農政課の項中第十八号を第十九号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 農畜水産業研究開発に関する企画立案及び調整に関すること。

第十条第二項の表農業経営課の項第四号中「集落営農組織等」を「及び認定就農者等」に改め、同項第五号中「農業後継者等の確保及び」を「新規就農者等の」に改め、同項中第七号を削り、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

- 六 農地の利用集積等に関すること。
- 七 岐阜県就農支援センターに関すること。

第十條第三項を次のように改める。

3 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
農政課	笠松競馬支援室	支援係
	水産振興室	水産係
農業経営課	担い手対策室	就農支援係、農地利用集積係、就農研修係

第十条第四項の表笠松競馬支援室の項中「第六号」を「第七号」に改め、同表水産振興室の項中「第七号から第十二号」を「第八号から第十三号」に改め、同表に次のように加える。

担い手対策室	第二項の表農業経営課の項第四号から第七号までに掲げる事務
--------	------------------------------

第十一条第一項の表林政課の項中「水源林保全係」を削り、同表恵みの森づくり推進課の項中「全国育樹祭総務企画係、全国育樹祭施設・運営係」を「水源林保全係」に改め、同表森林整備課の項中「間伐係」を削り、同表に次のように加える。

全国育樹祭推進事務局	総務係、企画広報係、式典運営係、施設管理係
------------	-----------------------

第十一条第二項の表林政課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項を同項第十三号とし、同項中第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同表恵みの森づくり推進課の項第六号中「全国育樹祭」を「水源林の保全」に改め、同表

産材流通課の項第一号中「低コスト素材生産及び」を「県産材の」に改め、同項に次の一号を加える。

七 特用林産物に関すること。

第十一条第二項の表森林整備課の項第二号中「森林施設計画」を「森林経営計画」に改め、同項第十号中「特用林産物」を「素材生産」に改め、同表に次のように加える。

全国育樹祭推進事務局	一 全国育樹祭に関すること。
------------	----------------

第十二条第二項の表河川課の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第十三条第一項の表公共交通課の項中「リニア推進係」を削り、同表街路公園課の項中「管理調整係」の下に「企画係」を加え、同表公共建築住宅課の項の次に次のように加える。

水資源課	企画係、水資源係、徳山ダム係
------	----------------

第十三条第二項の表公共建築住宅課の項の次に次のように加える。

水資源課	一 水資源施策の企画調整及び推進に関すること。 二 地下水の保全に関すること。 三 水道用水供給事業の計画及び調査に関すること（水道企業課の所掌に属するものを除く。次号において同じ。） 四 工業用水道事業の計画及び調査に関すること。 五 公益財団法人木曾三川水源地域対策基金に関すること。
------	--

第十三条に次の二項を加える。

3 公共交通課に本庁課内室としてリニア推進室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室にリニア推進係を置く。

4 前項に規定するリニア推進室の分掌事務は、第二項の表公共交通課の項第三号に掲げる事務とする。

第十八条第一項中「健康福祉部」を「清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部」に、「県土整備部及び都市建設部」を「及び県土整備部」に、「商工労働部

を「都市建設部」に改め、同条第二項中「商工労働部、農政部及び県土整備部」を「清流の国推進部、危機管理部、農政部、県土整備部及び都市建設部」に改める。

第十八条の二第一項中「清流の国づくり局に清流の国づくり局長」を「子ども・女性局に子ども・女性局長」に改め、同条第二項中「清流の国づくり局長」を「子ども・女性局長」に、「清流の国づくり局の」を「子ども・女性局の」に、「清流の国づくりの推進」を「子どもと女性に関わる課題への対応」に改める。

第二十条第一項の表一の項中「原子力防災室、岐阜地域環境室」を「岐阜地域環境室」に改め、「センター長」の下に「全国育樹祭推進事務局にあっては事務局長」を、「総括管理監」の下に「(全国育樹祭推進事務局にあっては、事務局次長)」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 全国育樹祭推進事務局にあっては、事務局次長二人を置き、うち一人は、上司の命を受け、技術に関し特に命ぜられた事務について事務局長を補佐する。

第二十一条を削り、第二十三条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条 本庁に秘書政策審議監を置き、部等設置条例第二条第一号に規定する事務を総括整理する。

第二十四条中「部等の」を「部の」に改め、「知事直轄組織又は」を削り、同条の表を次のように改める。

部	職	人数	所掌事務
総務部	次長(情報化推進担当)	一人	上司の命を受け、情報化の推進その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。
清流の国推進部	TPP対策総括監	一人	上司の命を受け、TPP対策に関することその他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。
危機管理部	岐阜地域危機管理監	一人	上司の命を受け、岐阜圏域における災害その他危機管理事業に関し特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
商工労働部	次長(総合就労促進担当)	一人	上司の命を受け、障がい者の一般就労支援を含む若者、女性及び高齢者の就労支援その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
農政部	農業技監	一人	上司の命を受け、農業の企画及び調整その他特

<p>県土整備 土木技監 一人</p> <p>に命ぜられた事務を総合的に処理する。 上司の命を受け、土木事業の企画調整その他特に命ぜられた事務を総合的に処理する。</p>	<p>第二十六条の表危機管理課の部、防災課の部及び消防課の部を削り、同表管財課の部財産活用企画監の項中「財産活用企画監」を「県庁舎再整備企画監」に改め、「受け」の下に、「県庁舎の建替えの検討」を加え、同表岐阜地域調整室の部を削り、同表清流の国づくり推進課の部中「清流の国づくり推進課」を「清流の国づくり政策課」に改め、同部地域企画監の項を削り、同部の次に次のように加える。</p>	<p>市町村課 岐阜地域 調整監 一人</p> <p>上司の命を受け、岐阜圏域における施策の企画調整その他特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>スポーツ 推進企画 推進企画 一人</p> <p>上司の命を受け、スポーツの推進その他特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>危機管理 政策課 危機管理 企画監 一人</p> <p>上司の命を受け、危機管理に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>防災情報 企画監 一人</p> <p>上司の命を受け、防災情報通信システムの整備その他特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>岐阜地域 防災対策 五人</p> <p>上司の命を受け、岐阜圏域における災害その他危機管理事業に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>防災対策 監 二人</p> <p>上司の命を受け、防災に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>防災航空 センター 長 一人</p> <p>上司の命を受け、防災ヘリコプターに関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>航空安全 管理監 一人</p> <p>上司の命を受け、防災ヘリコプターの安全運航に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>航空管理 監 一人</p> <p>上司の命を受け、防災ヘリコプターの運航管理に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>防災対策 監 一人</p> <p>上司の命を受け、防災に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>
<p>第二十六条の表廃棄物対策課の部の次に次のように加える。</p> <p>環境管理 環境安全 推進企画 監 一人</p> <p>上司の命を受け、環境安全の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。</p>		<p>第二十六条の表少子化対策課の部を削り、同表医療整備課の部看護企画監の項の次に次のように加える。</p> <p>災害医療 対策監 一人</p> <p>上司の命を受け、災害医療対策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。</p> <p>在宅医療 推進監 一人</p> <p>上司の命を受け、在宅医療の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>第二十六条の表地域医療推進課の部医師確保対策監の項の次に次のように加える。</p> <p>県立病院・看護 大学法人企 画監 一人</p> <p>上司の命を受け、地方独立行政法人の組織及び定数の指導、中期目標並びに評価委員会その他特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>第二十六条の表保健医療課の部感染症対策企画監の項中「感染症対策企画監」を「感染症対策監」に改め、同表障害福祉課の部の次に次のように加える。</p> <p>子ども・ 女性政策 課 ライフス スタイル企 画監 一人</p> <p>上司の命を受け、ワーク・ライフ・バランス及び非婚化・晩婚化対策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>第二十六条の表子ども家庭課の部の次に次のように加える。</p> <p>新産業振 興課 新産業企 画監 一人</p> <p>上司の命を受け、新産業の振興その他特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>第二十六条の表商業流通課の部及び観光課の部を削り、同表農政課の部農業研究企画監の項の次に次のように加える。</p>	<p>技術総括 監 一人</p> <p>上司の命を受け、部内の技術の総合調整に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>				

第二十六条の表農業経営課の部に次のように加える。

農産園芸課	花き振興企画監	一人	上司の命を受け、花きの振興に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	---------	----	---------------------------------

第二十六条の表恵みの森づくり推進課の部を削り、同表都市政策課の部に次のように加える。

土地利用調整監	一人	上司の命を受け、県土利用に関する総合的な調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	--

第二十六条の表公共交通課の部を削り、同表街路公園課の部鉄道高架推進企画監の項の前に次のように加える。

施設管理調整監	一人	上司の命を受け、都市公園の指定管理者に関する事務の総合調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---

第二十六条の表街路公園課の部に次のように加える。

都市公園企画監	一人	上司の命を受け、都市公園の管理運営に関する企画調整その他特に命ぜられた事務（施設管理調整監の所掌事務を除く。）を処理する。
---------	----	---

第二十六条の表公共建築住宅課の部に次のように加える。

水資源課	徳山タム 一人	対策監	上司の命を受け、水資源関係業務の課題整理及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
------	---------	-----	--

第二十六条の表水道企業課の部水資源企画監の項を削る。

第二十八条の三第一項中「三十人以上」を「五十人以上」に改める。

第二十九条第一項の表一の項中「二百五十人以上」を「三百人以上」に改め、同表一の項中「百五十人以上」を「二百人以上」に改め、同表三の項中「五百人以上」を「五百五十人以上」に改める。

第三十条の表危機管理課の部、防災課の部及び消防課の部を削り、同表職員厚生課の部岐阜県職員保健審査会の項中「岐阜県附属機関設置条例」の下に「平成二十五年岐

阜県条例第一号」を加え、同表市町村課の部に次のように加える。

スポーツ推進課	岐阜県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
危機管理政策課	岐阜県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
防災課	岐阜県防災会議	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
消防課	岐阜県消防・医療連携協議会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県メデイカルコントリール協議会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表環境生活政策課の部に次のように加える。

岐阜県生涯学習審議会	岐阜県生涯学習審議会条例（平成七年岐阜県条例第二十一号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
------------	---

第三十条の表男女参画青少年課の部中「男女参画青少年課」を「私学振興・青少年課」に改め、同部中
岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会
岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画条例（平成十五年岐阜県条例第四十九号）の規定に属させられた事項に関する事務

画社会づくによりそのを	岐阜県私立学校審議会	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会	岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会設置条例第十五号の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

号)の規定する事務
 条例(平成りその権限

よ)に改める。

に改め、同表少子化対策課の部を削り、同表人づくり文化課の部を次の

文化振興課	岐阜県美術館協議会	岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務(教育委員会の所管に属するものを除く。)
	岐阜県現代陶芸美術館協議会	岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務(教育委員会の所管に属するものを除く。)

第三十条の表子ども家庭課の部を削り、同表地域福祉国保課の部の次に次のように加える。

子ども・女性政策課	ぎふ少子化対策県民連携会議	安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例(平成十九年岐阜県条例第十一号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
子ども家庭課	岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会	岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例(平成十五年岐阜県条例第四十九号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
子ども家庭課	岐阜県児童福祉審議会	児童福祉法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
商工政策課	岐阜産業会館指定管理者審査委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
商業・金融課	岐阜県大規模小売店舗立地審議会	岐阜県大規模小売店舗立地審議会条例(平成十二年岐阜県条例第二十六号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表商業流通課の部を削り、同表林政課の部岐阜県水源地域保全審議会の項

を削り、同表恵みの森づくり推進課の部に次のように加える。

岐阜県水源地域保全審議会	岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
--------------	--

第三十三条の表一の項中第三十一号を第三十三号とし、第十八号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

- 18 スポーツの推進に関すること。
 - 19 青少年のスポーツ活動の奨励並びにスポーツ団体の育成及び指導に関すること。
- 第三十三条の表五の項及び六の項を削り、同表七の項第一号中「第二十二号から第三十一号」を「第二十三号から第三十二号」に改め、同項を同表五の項とする。
- 第三十四条の表一の部徴収課の項中、「徴収第三係」を削り、同表二の部中「及び岐阜県中濃県税事務所」を削り、同表中四の部を五の部に、三の部を四の部とし、二の部の次に次のように加える。

三 岐阜県中濃県税事務所	総務課税課	管理収納係、事業税係、不動産取得税係
	徴収課	徴収第一係、徴収第二係

第三十五条第一項の表一の項第二号中「岐阜地域調整室」を「市町村課」に改め、同表二の項中「徴収」の下に「(飛騨県税事務所以外の県税事務所にあつては、個人住民税の直接徴収を含む。)」を加える。

第三十六条の表県税課の項及び第三十七条の表県税課の項中「県税課」を「総務課税課」に改める。

第三十八条の表一の部生活衛生課の項中、「試験検査係」を削る。

第四十条の表一の項第二号中「岐阜地域調整室」を「市町村課」に改め、同表二の項第十八号中「岐阜保健所」を削り、同項第十九号中「事務所」の下に「(本業・山県センターを除く。)」を加え、同項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

20 一の項第一号及び第三号に掲げる事務並びに市町村課との事務の連絡調整に関すること(本業・山県センターに限る。)

第四十条の三の表福祉課の項第三号中「岐阜地域調整室」を「市町村課」に改める。

第四十一条第一項の表一の部家庭支援第一課の項及び家庭支援第二課の項を次のよう

に改める。

家庭支援課	家庭支援第一係、家庭支援第二係
判定課	判定係

第四十一条第一項の表二の部中「岐阜県東濃子ども相談センター及び岐阜県飛騨子ども相談センター」を「及び岐阜県東濃子ども相談センター」に改め、「家庭支援係」の下に「判定係」を加え、同表に次のように加える。

三 岐阜県飛騨子ども相談センター	家庭支援課	家庭支援係、判定・保護係
------------------	-------	--------------

第四十二条第一項の表二の項中「家庭支援第一課」を「家庭支援課」に改め、同項に次の二号を加える。

10 療育手帳 特別児童扶養手当等に係る判定に関すること（中央子ども相談センターを除く。）。

11 児童の一時保護に関すること（飛騨子ども相談センターに限る。）。

第四十二条第一項の表三の項中「家庭支援第二課」を「判定課」に改め、同項第一号中「家庭支援第一課」を「家庭支援課」に改め、同表五の項を削る。

第四十四条の表一の部農業普及課の項中「水田経営指導第一係、水田経営指導第二係」を「水田経営企画係、水田経営指導係」に改め、同表二の部農業普及課の項中「水田経営指導係」を「水田経営企画係、水田経営指導係」に改め、同表三の部農業普及課の項中「水田経営指導係」を「水田経営企画係」に改め、同表五の部農業普及課の項中「水田経営・果樹特産指導係」を「水田経営・果樹特産企画係」に改め、同部林業課の項中「林務係」の下に「森林整備係」を加え、同表六の部農業普及課の項中「水田経営指導係」を「水田経営企画係」に改め、同表八の部農業普及課の項中「水田経営指導係」を「水田経営企画係」に改め、同表九の部林業課の項中「林務係」の下に「森林整備係」を加え、同表十の部総務課の項中「契約・用地係」を削り、同部農業普及課の項中「水田経営指導係」を「水田経営企画係」に改める。

第四十五条第一項の表一の項第二号及び第四十八条の表総務課の項第二号中「岐阜地域調整室」を「市町村課」に改める。

第五十条の表二の部道路建設課の項中「道路建設係」を「道路建設第一係、道路建設第二係」に改め、同表三の部総務課の項中「施設管理係」を削り、同項の次に次のように加える。

施設管理課	施設管理係
-------	-------

第五十条の表四の部総務課の項中「施設管理係」を削り、同項の次に次のように加える。

施設管理課	施設管理係
-------	-------

第五十条の表五の部総務課の項中「施設管理係」を削り、同項の次に次のように加える。

施設管理課	施設管理係
-------	-------

第五十条の表八の部総務課の項中「契約係、施設管理係」を削り、同項の次に次のように加える。

施設管理課	施設管理係
-------	-------

第五十条の表八の部道路建設課の項中「道路建設係」の下に「濃飛横断自動車道建設係」を加え、同表九の部総務課の項中「施設管理係」を削り、同項の次に次のように加える。

施設管理課	施設管理係
-------	-------

第五十条の表十の部総務課の項中「契約係」を削り、同表十一の部総務課の項中「施設管理係」を削り、同項の次に次のように加える。

施設管理課	施設管理係
-------	-------

第五十一条の表一の項第二号中「岐阜地域調整室」を「市町村課」に改め、同項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十五号までを削り、同表一の項第一号を次のように改める。

- 1 道路、河川等の管理及び生産物の採取に関すること。
- 第五十一条の表二の項第三号中「大垣土木事務所」の下に、「美濃土木事務所」を加え、同号を同項第十一号とし、同項中第二号を第十号とし、第一号の次に次の八号を加える。
- 2 国有土地及び公有水面の管理に関すること。
- 3 雨量及び水位の調査に関すること。
- 4 砂防指定地等の管理に関すること。
- 5 景観形成の推進及び屋外広告物の規制に関すること。
- 6 路外駐車場の届出等に関すること。
- 7 軌道に関すること。
- 8 建設資材廃棄物の分別解体、再資源化等に関すること。
- 9 廃川又は廃道後の敷地の管理に関すること。
- 第五十一条の表二の項に次の一号を加える。
- 12 所内の他の所掌に属さない事務及び技術一般に関すること。
- 第五十三条第二項第二号中「岐阜地域調整室」を「市町村課」に改める。
- 第五十四条第二項の表十の項中「岐阜県河川環境研究所」を「岐阜県水産研究所」に改め、同条第三項の表二の項中「岐阜県河川環境研究所」を「岐阜県水産研究所」に、「岐阜県河川環境研究所下呂支所」を「岐阜県水産研究所下呂支所」に改める。
- 第五十五条第一項の表二の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
- 6 工業系試験研究機関のプロジェクト研究の推進に関すること。
- 第五十五条第一項の表四の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
- 4 次世代エネルギー技術に関する研究開発及び技術指導に関すること。
- 第五十五条第一項の表十の項中「河川環境研究所」を「水産研究所」に、「河川環境」を「水域環境及び水産業」に改め、同表十一の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
- 5 産学官連携による森林技術の開発に関すること。
- 第五十五条第二項の表二の項中「河川環境研究所下呂支所」を「水産研究所下呂支所」に、「河川環境」を「水域環境及び水産業」に改める。
- 第五十六条第二項中「河川環境研究所」を「水産研究所」に改め、「及び普及企画係

- (森林研究所に限る。)) を削り、同条第三項中「食品安全検査センター」を「食品安全検査センター」及び森林技術開発・支援センター」に改め、同項の表九の項中「養豚研究部、養鶏研究部」を「養豚・養鶏研究部」に改め、同表十の項中「河川環境研究所」を「水産研究所」に改め、同表十一の項中「森林資源部」の下に、「森林技術開発・支援センター」を加え、同条に次の一項を加える。
- 4 前項の食品安全検査センターに理化学第一係、理化学第二係及び微生物係を、森林技術開発・支援センターに産学官連携係及び技術普及係を置く。
 - 第五十七条第一項の表企画調整課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
 - 2 工業系試験研究機関のプロジェクト研究の推進に関すること。
 - 第四章第三節第一款を削る。
 - 第四章第三節第二款中第六十条を第五十八条とし、第六十一条を第五十九条とし、第六十二条を第六十条とし、同款を同節第一款とする。
 - 第四章第三節第三款中第六十三条を第六十一条とし、第六十四条を第六十二条とし、同款を同節第二款とする。
 - 第四章第三節第四款中第六十五条を第六十三条とし、第六十六条を第六十四条とし、第六十七条を第六十五条とし、同款を同節第三款とし、同款の次に次の一款を加える。
 - 第四款 岐阜県消防学校
 - (設置)
 - 第六十六条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第五十一条第一項の規定により、各務原市に岐阜県消防学校を設置する。
 - 2 消防学校に管理調整係及び教育訓練係を置く。
 - (所掌事務)
 - 第六十七条 消防学校の所掌事務は、市町村の消防職員及び消防団員の訓練及び教養に関することとする。
 - 2 前項に規定するもののほか、消防学校において処理する事務は、次のとおりとする。
 - 一 校内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。
 - 二 県有財産及び物品の管理に関すること。
 - 三 広域防災センターに係る物品の管理及び庁内の管理に関すること。
 - 第四章第三節第五款及び第六款を次のように改める。

第五款 岐阜県美術館

(所掌事務)

第六十八条 岐阜県美術館条例第一条に規定する岐阜県美術館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 美術品その他美術に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 県民の美術に関する創作又は研究の促進に関すること。

(部及び係の設置)

第六十九条 美術館に次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部の事務を分掌させるため、当該部にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

部	係
総務部	管理調整係
学芸部	学芸第一係、学芸第二係、教育普及係

(部の分掌事務)

第七十条 前条に規定する部の分掌事務は、次の表のとおりとする。

部	分 掌 事 務
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 館内の庶務に関すること。 2 経理並びに現金及び物品の出納管理に関すること。 3 美術品等の管理（学芸部の分掌に属するものを除く。）に関すること。 4 岐阜県美術館協議会に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、学芸部の分掌に属さない事務に関すること。
学芸部	<ol style="list-style-type: none"> 1 美術品等の収集、保管及び展示に関すること。 2 美術品等の学術的な調査研究に関すること。 3 他の美術館、教育機関、団体等との連絡及び協力に関すること。 4 美術品等の利用の助言、指導及び普及に関すること。 5 美術に関する解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の刊行に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、美術館の事業に関すること。

第六款 岐阜県現代陶芸美術館

(所掌事務)

第七十一条 岐阜県現代陶芸美術館条例第一条に規定する岐阜県現代陶芸美術館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 陶芸美術品その他陶芸に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 県民の陶芸美術に関する創作又は研究の促進に関すること。

(部及び係の設置)

第七十二条 現代陶芸美術館に次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部の事務を分掌させるため、当該部にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

部	係
総務部	管理調整係
学芸部	学芸係、教育普及係

(部の分掌事務)

第七十三条 前条に規定する部の分掌事務は、次の表のとおりとする。

部	分 掌 事 務
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 館内の庶務に関すること。 2 経理並びに現金及び物品の出納管理に関すること。 3 陶芸美術品等の管理（学芸部の分掌に属するものを除く。）に関すること。 4 岐阜県現代陶芸美術館協議会に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、学芸部の分掌に属さない事務に関すること。
学芸部	<ol style="list-style-type: none"> 1 陶芸美術品等の収集、保管及び展示に関すること。 2 陶芸美術品等の学術的な調査研究に関すること。 3 他の美術館、教育機関、団体等との連絡及び協力に関すること。 4 陶芸美術品等の利用の助言、指導及び普及に関すること。 5 陶芸美術に関する解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の刊行に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、現代陶芸美術館の事業に関すること。

第四節第七款から第十款までを次のように改める。

第七款から第十款まで 削除

第四節第十三款を削る。

第四節第十四款中第九十四條を第九十一條とし、第九十五條を第九十二條とし、第九十六條を第九十三條とし、同款を同節第十三款とする。

第四章第三節第十五款中第九十七條を第九十四條とし、第九十八條を第九十五條とし、第九十九條を第九十六條とし、同款を同節第十四款とし、同款的次に次の一款を加える。

第十五款 岐阜県動物愛護センター

(設置)

第九十七條 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)に基づく

動物の愛護等に関する事務を行うため、美濃市に岐阜県動物愛護センターを設置する。

第九十八條 動物愛護センターに動物愛護課を置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係及び動物愛護係を置く。

(課の分掌事務)

第九十九條 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分 掌 事 務
動物愛護課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 犬猫の譲渡に関すること。 4 動物愛護思想の普及啓発に関すること。 5 災害時における動物の保護に関すること。 6 前三号に掲げるもののほか、動物愛護センターの事業に関すること。

第九十九條の表一の項に次の一号を加える。

9 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業に関すること。

第九十九條第一項中「医療部」の下に、「リハビリテーション部」を加え、同条第二項中「医療部」を「リハビリテーション部」に改め、同項の表医療部の項を次のように改める。

リハビリテーション部	リハビリテーション課	リハビリ第一係、リハビリ第二係
------------	------------	-----------------

第九十九條第一項の表一の項を次のように改める。

リハビリテーション課	1 障害児のリハビリテーションに関すること。
------------	------------------------

第九十九條第一項中「及び建築係」を削る。

第九十九條の見出し中「事務局等」を「研究科等」に改め、同条第一項中「事務局」を「メディア表現研究科、事務局」に改める。

第九十九條の見出し及び同条中「事務局等」を「研究科等」に改め、同条の表中三部を四の部とし、二の部を三の部とし、一の部を二の部とし、同部の前に次のように加える。

一 メディア表現研究科	1 メディア表現の研究及び指導に関すること。
-------------	------------------------

第九十九條第二項に次の一号を加える。

三 東海環状自動車道の建設に係る建設発生土の処理場の確保、用地の管理及び調整に関すること。

第九十九條第二項第二号中「岐阜地域調整室」を「市町村課」に改める。

第九十九條第一項の表一の項中「四の項」を「五の項」に改め、同表二の項中「精神保健福祉センター」の下に、「動物愛護センター」を加え、同表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 美術館及び現代陶芸美術館	その機関名を冠した館長
----------------	-------------

第九十九條の表中一の項及び二の項を削り、三の項を一の項とし、同表四の項中「及び可茂農林事務所」を「可茂農林事務所及び恵那農林事務所」に改め、同項を同表二の項とし、同表五の項中「大垣土木事務所」の下に、「郡上土木事務所」を加え、同項を同表三の項とし、同表中六の項を四の項とし、同項の次に次のように加える。

五 美術館及び現代陶芸美術館	副館長それぞれ一人
----------------	-----------

第九十九條の表中七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、同表九の項中「三人」を削り、同項を同表八の項とする。

第九十九條及び第九十九條を次のように改める。

第六十一条 次の表の組織の欄に掲げる美術館及び現代陶芸美術館の組織に、それぞ
れ同表の職の欄に掲げる職を置く。

組 織	職
一 総務部	総務部長
二 学芸部	学芸部長

2 前項に規定する総務部長及び学芸部長は、それぞれ上司の命を受け、その部に属す
る事務を掌理する。

第六十二条 削除

第六十三条第一項の表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項を四の
項とし、二の項の次に次のように加える。

三 リハビリテーション部	リハビリテーション部長
--------------	-------------

第六十三條第二項中「医療部長」の下に「リハビリテーション部長」を加える。
第六十七條の表中十一の項を十二の項とし、同表十の項中「十一人以内」を「九人
以内」に改め、同項を同表十一の項とし、同表中九の項を十の項とし、三の項から八の
項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 郡上 土木事 務所	技術連携 調整監	一人	上司の命を受け、県土整備分野の郡上市との連 携に関し、特に命ぜられた事務を処理する。
-------------------	-------------	----	---

第六七十二條第一項の表三の項中「若干人」を「十五人以内」に改め、同表七の項中
「三十人以内」を「八十人以内」に改め、同表十の項中「二百人以内」を「二百五十人
以内」に改める。

第六七十四條の表一の項中「十五人以内」を「若干人」に改め、同表五の項中「八十
人以内」を「五十人以内」に改める。

第六七十五條第一号口の表中三十の項を三十一の項とし、二十九の項を三十の項とし、
二十八の項を二十九の項とし、二十七の項の次に次のように加える。

二十八 学芸員	学術関係資料及び芸術関係資料の展示企画、調査研究等の 業務に従事する。
---------	--

第六七十五條第二号の表中十四の項を削り、十五の項を十四の項とし、十六の項から
十九の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際に次の表の上欄に掲げる課の職に補せられている者又は当該
課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ同表の下
欄に掲げる課の職に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

防災課	危機管理部防災課
消防課	危機管理部消防課
総合企画部情報企画課	総務部情報企画課
総合企画部市町村課	清流の国推進部市町村課
総合企画部統計課	環境生活部統計課
健康福祉子ども家庭課	健康福祉子ども・女性局子ども家庭課
農政部河川環境研究所	農政部水産研究所

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第八号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「並びに組織規則第二十二条第一項に規定する秘書広報統括監及び同条第二項に規定する危機管理統括監」を「及び組織規則第二十三条に規定する秘書政策審議監」に改め、同条第八号の二中「清流の国づくり局長」を「子ども・女性局長」に改め、同条第十二号中「副検査監」の下に「及び鳥獣害対策監」を加える。

第九条の二中「当該」を「、当該」に、「組織規則第二十四条に規定する秘書広報統括監の所掌に属するものについては岐阜地域統括監が、同条に規定する岐阜地域統括監の所掌に属するものについては岐阜地域統括監が、それぞれ専決」を「専決すること」が「に改める。

第十条第一項中「当該課内室（本庁の課に置く室をいう。）長」を「当該課内室長」に改める。

別表第二二十八の項中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十七号。以下この項中「令」という。）を削り、「規則」を「府令」に改め、同項部長専決事項の欄第四号中「第二百二十九条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十八条第二項において」の下に「読み替えて」を加え、「第三百三十三条第二項本文、第三項本文」を「第三百三十三条第三項本文」に、「諮問」を「規定による諮問（法第四十四条の認定の申請及び法第四十五条の認可の申請に対する処分に係るものを除く。）」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「法第四十四条の認定、法第四十五条の認可、法第九十六条第二項の解散の命令、」を削り、「第三百三十一条第二項において」の下に「読み替えて」を、「含む。」の「及び」を削り、「第三百三十一条第一項前段の」の下に「規定による」を加え、「令」を削り、「規則」を「府令」に改め、同表三十九の項部長専決事項の欄第四号中「第二百七十七条第一項第二号」を「第二百七十七条第三号」に改め、同欄第五号中「第七十七条第一項第三号」を「第七十七条第三号」に改める。

別表第三広報課の表の前に次のように加える。

秘書課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 中部圏		1 法第十一条第二項の中	

開発整備法（昭和四十一年法律第百二号。以下この項中「法」という。）の施行事務

- 部圏開発整備計画の作成に関する必要な協力
- 2 法第十七条の規定による事業の実施に伴う事務の連絡調整
- 3 法第十八条第二項の中部圏開発計画の実施に関する状況の報告

別表第三危機管理課の表から消防課の表までを削る。
別表第三税務課の表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号。以下この項中「法」という。）の施行事務		1 法第十七条の規定による公正取引委員会等への通知
--	--	---------------------------

別表第三総合企画部の表中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、総合政策課の表を削る。

別表第三市町村課の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から八の項までを一項ずつ繰り上げ、九の項を削り、十の項を八の項とし、十一の項から二十五の項までを二項ずつ繰り上げ、二十六の項を削り、二十七の項を二十四の項とし、二十八の項から三十の項までを削り、同表の次に次のように加える。
スポーツ推進課

<p>二 岐阜ア リーナ条 例(昭和 四十年 例第二 号。以 下この 項中「 例」と いう。) の 施 行 事 務</p>	<p>事務の種類 一 都市公 園法(昭 和三十一 年法律第 七十九号 以下この 項中「法 という。) 及び岐阜 県都市公 園条例 (昭和三十 七年条 例第四十 一号。以 下この項 中「条例 という。) の施行事 務</p>	<p>副知事専決事項</p>	
	<p>1 岐阜メモリアルセンターに 係る法第六条第一項の 占用の許可又は同条第三 項の占用の変更の許可</p>	<p>部長専決事項</p>	
	<p>1 部長専決事項を 除く岐阜メモリア ルセンターに係る 法及び条例の施行 に関する事務</p>	<p>課長専決事項</p>	
<p>1 条例の施行に 関する事務</p>			
<p>六 岐阜県</p>	<p>五 岐阜県 グリーン スタジア ム条例 (平成十 二年条 例第三 十八号 以下 この項 中「条 例」と いう。) の施行 事務</p>	<p>四 岐阜県 長良川ス ポーツ ラザ条例 (平成五 年条 例第 十五号 以下この 項中「 条例」と いう。) の 施 行 事 務</p>	<p>三 岐阜県 長良川球 技場条例 (平成二 年条 例第 三十三 号。以 下この 項中「 条例」と いう。) の 施 行 事 務</p>
<p>1 条例の施行に 関</p>	<p>1 条例の施行に 関 する 事務</p>	<p>1 条例の施行に 関 する 事務</p>	<p>1 条例の施行に 関 する 事務</p>

<p>事務の種類 一 消防法 (昭和二十三年法律第八十六号)</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>七 岐阜県川辺漕艇場条例(平成二十二年条例第四十八号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>クリスタルパーク恵那スケート場条例(平成十七年条例第三十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>
<p>1 法第十一条第一項の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下この項中「製造所等」という。)の設置又はその位置、構造若しくは</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>する事務</p>
<p>1 部長専決事項を 除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>以下この項中「法」という。)及び危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号。以下この項中「令」という。)の施行事務</p>
<p>9 法第十四条の二第一項の予防規程の制定又は変更の認可及び同条第三項</p>	<p>8 法第十三条の二十四の規定による危険物保安統括管理者等の解任の命令</p>	<p>7 法第十二条の四第二項及び第三項の規定による移送取扱所に関する調査措置及びその旨の通知</p>	<p>2 法第十一条の三の規定による屋外タンク貯蔵所の構造及び設備に関する事項又は特定事項に係る審査の危険物保安技術協会への委託</p>
<p>6 法第十二条の三第一項の規定による製造所等の一時停止の命令又は使用の制限</p>	<p>5 法第十二条の二第一項及び第二項の規定による製造所等の使用停止の命令</p>	<p>4 法第十二条第二項の規定による製造所等の位置、構造及び設備が法所定の技術上の基準に適合するようにするための修理、改造又は移転の命令</p>	<p>3 法第十一条の五第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に従った危険物の貯蔵又は取扱いの命令</p>

別表第三研究開発課の表を削る。
別表第三総合企画部の表の次に次のように加える。
危機管理部
危機管理政策課

<p>二 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百四十五号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	
<p>5 法第二十條において読み替へて準用する法第九條第三項の規定による猟銃等の製造設備等の修理</p>	<p>10 法第十四條の第三項の規定による屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に係る審査の危険物保安技術協会への委託 11 法第十六條の第三項及び第四項の規定による製造所等に関する災害発生防止のための応急措置の命令 12 法第十六條の第五項の規定による貯蔵所等の所有者等に対する資料の提出命令若しくは報告徴収又は職員による立入検査、関係者に対する質問若しくは危険物等の収去命令 13 法第十六條の第六項の規定による法違反者に対する危険物の除去等の命令</p>
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>四 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号。以下この項中「法」という。)及び武力攻撃事態等における</p>	<p>三 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>
<p>1 課長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>6 法第二十條において読み替へて準用する法第十五條の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し等 1 法第七條第二項の規定による原子力事業者との協議 2 法第十條第二項の規定による専門的知識を有する職員の派遣の要請 3 法第二十七條の四後段(法第二十七條の六第三項において準用する場合を含む。)の市町村長への必要な助言 4 法第三十一條の規定による報告の徴収 5 法第三十二條第一項の規定による立入検査等</p>
<p>1 令第三十九條(令第五十二條において読み替へて準用する場合を含む。)の規定により災害対策基本法施行令(昭和三十一年政令第二百八十八号)第三十三條第二項の規定の例によることとされる緊急通行車両の標章及び証明書の交付</p>	<p>1 知事決裁事項である法第二十二條第一項の規定による災害対策本部の設置及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

<p>七 岐阜県 消防表彰 務</p>	<p>六 大規模 地震対策 特別措置 法施行令 (昭和五 十三年政 令第三百 八十五号 以下この 項中「令 」という の施行事 務</p>	<p>五 災害対 策基本法 施行令 (以下こ の項中 「令」と いう。) の施行事 務</p>	<p>る国民の 保護のた めの措置 に関する 法律施行 令(平成 十六年政 令第二百 七十五号 以下この 項中「令 」という の施行事 務</p>
<p>1 規則第十一 条第一項の 規定による 表彰又は賞 じ</p>	<p>1 課長専決事 項を除く令 の施行に關 する事務</p>	<p>1 令第三十三 条第一項の 緊急輸送車 両であるこ の確認</p>	
	<p>1 令第十二条 第二項の規 定による緊 急通行車両 の標章及び 証明書の交 付</p>	<p>1 令第三十三 条第二項の 規定による 緊急輸送車 両の標章及 び証明書の 交付</p>	
<p>事務の種類 一 災害救 助法(昭 和二十二 年法律第 百十八号 以下この 項中「法 」という)及び災害 救助法施 行事務</p>	<p>副知事専決事 項</p>	<p>防災課</p>	<p>八 岐阜県 消防関係 職員の服 制及び被 服貸与規 則(昭和 三十六年 規則第百 十四号。 以下この 項中「規 則」とい う。)の 施行事務</p> <p>規則(昭 和三十三 年規則第 六十号 以下この 項中「規 則」とい う。)の 施行事務</p> <p>ゆづ金の内申</p> <p>1 規則第六 条ただし 書の規定 による被 服不着用 の承認</p>
<p>部長専決事 項</p> <p>1 法第十二 条の規定に よる扶助 金の支給 2 法第十六 条の規定に よる災害 救助等の 日本赤十 字社への 委託 3 岐阜県 災害救助 法施行細 則(昭和 三十五年 規則第六 十七号)第 二条の災 害状況報 告書等の 受付</p>	<p>課長専決事 項</p>		
<p>課長専決事 項</p> <p>1 法第四 条第二項 の規定に よる要救 助者への 金銭の支 給 2 法第八 条の規定 による要 救助者等 への救助 協力の命 令 3 法第九 条第二項 において 準用する</p>			

<p>一 消防組 織法(昭</p>	<p>事務の種類</p>	<p>消防課</p>	<p>三 災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百一十二号、以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号、以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>行規則(昭和二十二年省令第一号、以下この項中「省令」という。)の施行事務</p>
	<p>副知事専決事項</p>				
<p>1 法第二十九條第四号、第七号、第九号及び第十</p>	<p>部長専決事項</p>		<p>1 法第二條第六号の規定による指定地方公共機関の指定</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	
<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に關</p>	<p>課長専決事項</p>		<p>1 知事決裁事項である法第二十三條第一項の規定による災害対策本部の設置及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>		<p>法第五條第二項の規定による公用令書の交付 4 省令第一條第四項及び第五項の規定による公用変更令書及び公用取消令書の交付 5 省令第二條第二項の規定による物資の受領</p>
<p>四 高圧力 又保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以</p>			<p>三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号、以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>二 消防法(以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>和二十二 年法律第 二百二十 六号。以 下この項 中「法」という。)の施行事務</p>
<p>1 法第三十八條の規定による第一種製造者等の許可の取消し等</p>				<p>1 法第十三條の二第五項(法第十七條の七第二項において準用する場合を含む。)の規定による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の返納命令</p>	<p>一号に掲げる市町村の消防に係る指導等 2 法第三十八條の規定による市町村への勧告、指導及び助言 3 法第四十二條第二項の規定による他の機関との協定 4 法第四十三條の市町村長等への指示 5 法第四十四條第三項の規定による消防機関の職員の出動等の措置要求</p>
<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に關 する事務</p>			<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に關 する事務</p>	<p>する事務</p>

<p>八 電気事業法(昭和三十九</p>	<p>七 電気工事士法(昭和三十</p>	<p>六 ガス事業法(昭和二十九</p>	<p>五 武器等製造法(以下この</p>	<p>下この項中「法」という。)の施行事務</p>
<p>1 法第六十三條第一項の損失補償の裁定</p>		<p>1 法第四十五條第一項の規定による損失補償の裁定</p>		
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	
<p>十 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年</p>		<p>九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年</p>	<p>年法律第百七十号以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	
<p>1 法第十七條第二項の規定による電気工事の施工の差止めの命令 2 法第二十八條第一項の規定による登録電気工事業者の登録の取消し等及び同條第二項の規定による通知電気工事業者の事業の停止の命令</p>				
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>		<p>1 法の施行に関する事務</p>	

<p>十一 いじ め防止対</p>	<p>1 法第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関</p>	<p>別表第三環境管理課の表十五の項部長専決事項の欄第一号中「事業者への意見の通知」を「規定による意見書の作成」に改め、同欄第二号中「条例第三十五条において準用する場合を含む。」の「を」の規定による「に改め、同欄第三号を削り、同欄第四号中「第三十八条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第五号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第六号中「第四十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第七号中「第四十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第六号とし、同項課長専決事項の欄第一号中「第四十五条第二項の」の下に「規定による」を加える。 別表第三男女参画青少年課の表及び少子化対策課の表を削る。 別表第三人づくり文化課の表を「私学振興・青少年課」に改め、同表十の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改め、同表に次のように加える。</p>	<p>十一 電気 通信事業 法（昭和 五十九年 法律第八 十六号） 以下この 項中「法 と（いう） の施行事 務</p>	<p>十二 消防 団員等の 表彰及び 退職消防 団員の報 償に關す る事務</p>	<p>1 消防団員その他消防関係者の消防庁長官への表彰の内申 2 岐阜県消防表彰規則第三三条に規定する表彰</p>	<p>1 退職消防団員の消防庁長官への表彰の内申 2 岐阜県退職消防団員報償規則（昭和三十八年規則第七十号）に基づく報償</p>	<p>1 法第四百十条第二項の規定による水底線路の位置等の変更の通知 2 法第四百十一条第五項の規定による水底線路の保護のための漁業権の取消し等</p> <p>1 部長専決事項を 除く法の施行に關 する事務</p>
<p>十三 岐阜 県家庭の</p>	<p>1 条例の施行に關 する事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く条例の施行に 關する事務</p>	<p>十二 岐阜 県青少年 健全育成 条例（昭 和三十五 年条例第 三十七号） 以下この 項中「条 例」とい う。）の 施行事務</p> <p>1 条例第七條第三項の規定による岐阜県青少年育成審議会への諮問 2 条例第八條の規定による優良興行等の推奨 3 条例第十條、第十一條、第十七條及び第十九條第一項の規定による有害興行等の指定若しくは指定の取消し又はこれらについての通知若しくは公示（事案の内容が特に重要であると認められる場合又は事案の内容が異例であり、若しくは重要な先例になると認められる場合に限る。） 4 条例第十三條第二項の規定による有害図書類等の陳列場所の変更等の勧告及び同条第三項の規定による勧告に従うべきこととの命令 5 条例第十八條の規定による有害広告物の撤去等の命令</p>	<p>策推進法 （平成二 十五年法 律第七十 一号。以 下この項 中「法」 と（いう） の施行事 務</p>	<p>2 による再調査の決定 2 法第三十条第三項の規定による再調査結果の議会への報告</p>	<p>1 部長専決事項を 除く条例の施行に 關する事務</p>	<p>する事務</p>	

日を定める 条例 (昭和四 十二年条 例第十一 号。以下 この項中 「条例」 という。) の施行事 務		
---	--	--

別表第三人づくり文化課の表の次に次のように加える。
文化振興課

事務の種類 一 岐阜県 美術館美 術品取得 基金に関 する事務	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
		1 別表第一二の表一の部 七の項部長専決事項の欄 に掲げる額の支出負担行 為	1 別表第二二の表 一の部七の項課長 専決事項の欄に掲 げる額の支出負担 行為 2 調定決議、収入 命令及び支出命令

別表第三県民生活相談センターの表十一の項課長専決事項の欄中「法」を「条例」に改める。

別表第三岐阜地域環境室の表一の項課長専決事項の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 1 法第二十三条の五の規定による関係行政機関への照会等
- 別表第三岐阜地域環境室の表九の項課長専決事項の欄第一号中「三十五の項」を「三十二の項」に改め、同表二十四の項課長専決事項の欄第一号中「三十四の項」を「三十一の項」に改める。

別表第三健康福祉政策課の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、同表三の項部長専決事項の欄第一号中「第十四条第八項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「同じ。」の「の下に」規定による」を加え、「の設立」を「(他の所掌に属するもの

を除く。以下この項において同じ。)の定款及びその変更」に改め、同欄第三号中「設立」を「定款及びその変更」に改め、同欄第四号中「第五十六条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第五十六条第三項の」の下に「規定による」を加え、「又は」を「及び」に改め、同欄第六号中「第五十六条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第七十二条の」の下に「規定による」を加え、同項を同表二の項とし、同表中四の項を三の項とする。

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄第二十三号中「業務」を「収益業務」に改める。

別表第三地域医療推進課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第六条第四項の」を「第六条第五項の規定による」に改め、同欄第三号中「及び第四十四条第二項の」を「第四十二条の二第五項及び第六項、第四十四条第二項、第八十条第二項並びに第一百二十二条第二項の規定による」に改め、同欄第五号中「第二十六条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第三十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第三十九条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十四号中「第八十九条第一項の」を「第一百二十二条第一項の規定による」に改め、「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十五号とし、同欄第十三号中「第六十七条第三項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十四号とし、同欄第十二号中「第六十六条第七項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十三号とし、同欄第十一号の次に次の一号を加える。

- 12 法第四十二条の二第一項、第二項及び第三項の出資等に係る不要財産の納付等の認可

別表第三地域医療推進課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第七条の」、「第八条第二項の」、「第七十二条第一項の」、「第十四条第二項の」、「第三項までの」、「第二十五条第一項の」及び「第六十六条第一項の」の下に「規定による」を加え、「並びに法第九十二条第一項の法人の解散の決定及びこれに係る認可申請」を、「法第八十八条第一項の規定による法人の解散に係る認可申請、法第八十八条第一項及び第一百二十二条第一項の規定による法人の合併の協議及び当該合併に係る認可申請並びに法第八十八条第四項及び第一百二十二条第四項の規定による合併に係る法人の名称等の制定」に改める。

別表第三保健医療課の表四の項部長専決事項の欄第一号中「第十九条の八の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十九条の九第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十一条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改め、「第

三十三条第四項の「の下に」規定による」を加え、同欄第四号中「第二十九条の七の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第三十三条の四第一項の」を「第三十三条の七第一項の規定による」に、「又は」を「及び」に改め、「同条第六項の」の下に「規定による」を加える。

別表第三高齢福祉課の表一の項中「施行事務」の下に「高齢者の保健及び福祉施設に係る社会福祉法人（社会福祉協議会を除く。）に係るものに限る。」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「同じ。」の下に「規定による」を加え、「定款」の下に「及びその変更」を加え、同欄第二号中「定款」の下に「及びその変更」を加え、同欄第三号中「第五十六条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第五十六条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第五十六条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第七十二条の」の下に「規定による」を加える。

別表第三障害福祉課の表三の項中「施行事務」の下に「障害者の福祉施設を運営する社会福祉法人（社会福祉協議会を除く。）に係るものに限る。」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「同じ。」の下に「規定による」を加え、「設立」を「定款及びその変更」に改め、同欄第二号中「設立」を「定款及びその変更」に改め、同欄第三号中「第五十六条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第五十六条第三項の」の下に「規定による」を加え、「又は」を「及び」に改め、同欄第五号中「第五十六条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第七十二条の」の下に「規定による」を加える。

別表第三子ども家庭課の表を削る。

別表第三地域福祉国保課の表二の項中「昭和二十六年法律第四十五号。」を削り、「施行事務」の下に「社会福祉協議会に係るものに限る。」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「同じ。」の下に「規定による」を加え、「設立」を「定款及びその変更」に改め、同欄第二号中「設立」を「定款及びその変更」に改め、同欄第三号中「第五十六条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第五十六条第三項の」の下に「規定による」を加え、「又は」を「及び」に改め、同欄第五号中「第五十六条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第七十二条の」の下に「規定による」を加え、同表の次に次のように加える。

子ども・女性政策課

<p>事務の種類 一 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項 1 法の施行に関する事務（県が特定事業主となる事務を除く。）</p>
<p>二 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例（平成十五年条例第四十九号。以下この項中「条例」という。）の施行事務及び男女共同参画に係る施策の企画調整及び推進に関する事務</p>		<p>1 条例第九条第二項第二号及び第十八条第二項の規定による男女共同参画二十一世紀審議会への諮問 2 岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部に付議する事項の決定 3 岐阜県男女がともにいきいきと暮らせる社会づくり表彰の被表彰者の決定</p>	<p>1 知事決裁事項である条例第九条第一項の規定による男女共同参画計画の策定及び部長専決事項を除く条例の施行事務 2 部長専決事項を除く男女共同参画に係る施策の企画調整及び推進に関する事務</p>

<p>三 安心して子どもを生み育てることができる が、岐阜県づくり条例（平成十九年条例第十一号、以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>		<p>1 条例第七条第二項の規定によるぎふ少子化対策県民連携会議への諮問</p>	<p>1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>
<p>事務の種類 一 児童福祉法（以下この項中「法」という。）及び児童福祉法施行令（以下この項中「令」という。）の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項 1 法第三十五条の規定による児童福祉施設の設置の認可、廃止等の届出の受付及び廃止等の承認 2 法第四十六条第四項の規定による事業の停止の命令 3 法第五十六条の二第二項の規定による予算の変更等の指示 4 法第五十六条の三の規定による補助金の返還の命令 5 法第五十八条の規定による施設の設置の認可の取消し 6 令第五条第二項の規定による保育士養成施設の</p>	<p>課長専決事項 1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>
<p>三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号、以下この項中「法」という。）</p>	<p>二 社会福祉法（以下この項中「法」という。）の施行事務（児童福祉施設の運営する社会福祉法人（健康福祉子ども家庭課の所掌に属するもの及び社会福祉協議会を除く。）に係るものに限る。）</p>	<p>指定の申請書の提出 1 法第三十一条第四項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による社会福祉法人の定款及びその変更の認可の申請の経由 2 法第三十二条の社会福祉法人の定款及びその変更の認可 3 法第五十六条第二項の規定による措置の命令 4 法第五十六条第三項の規定による業務の停止の命令及び役員解職の勸告 5 法第五十六条第四項の規定による解散の命令 6 法第七十二条の規定による社会福祉事業の許可等の取消し等</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

<p>の施行事務</p>	<p>子ども家庭課</p>	<p>事務の種類 一 児童福祉法(以下この項中「法」という。)及び児童福祉法施行令(以下この項中「令」という。)の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p> <p>部長 専決事項</p> <p>1 法第六条の四第一項の規定による里親の認定 2 法第三十四条の六の規定による事業の制限等の命令 3 法第三十五条の規定による児童福祉施設の設置の認可、廃止等の届出の受付及び廃止等の承認 4 法第四十六条第四項の規定による事業の停止の命令 5 法第五十六条の二第二項の規定による予算の変更等の指示 6 法第五十六条の三の規定による補助金の返還の命令 7 法第五十八条の規定による施設の設置の認可の取消し</p>	<p>二 社会福祉法(以下この項中「法」という。)の施行事務(児童及び女性の福祉施設の運営</p> <p>1 法第三十一条第四項(法第四十三条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による社会福祉法人の定款及びその変更の認可の申請の経由 2 法第三十二条の社会福祉法人の定款及びその変更の認可</p> <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く。)に係るものに限り</p> <p>3 法第五十六条第二項の規定による措置の命令 4 法第五十六条第三項の規定による業務の停止の命令及び役員解職の勧告 5 法第五十六条第四項の規定による解散の命令 6 法第六十二条第二項の社会福祉施設の設置の許可 7 法第七十二条の規定による社会福祉事業の許可等の取消し等</p> <p>1 知事決裁事項である法第十五条第一項(法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の償還の免除及び部長専決事項を除く法、令及び省令の施行に関する事務</p>	<p>三 母子及び専婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号。以下この項中「法」という。)、母子及び専婦福祉法施行令(昭和三十一年政令第二百二十四号。以下この項中「令」という。)</p> <p>1 令第十三条(令第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の貸付けの停止</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>		

<p>十九年省令第三十二号。以下この項中「省令」という。）の施行事務</p>			<p>1 児童手当及び児童扶養手当に関する事務</p>
<p>二 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第十五条のあつせん等 2 法第十七条の紛争解決のための勧告</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>三 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号。以下この項中「法」という。）</p>		<p>1 法第三十六条第一項の設立の認可、法第六十二条第二項の定款の変更の認可及び法第七十三条第三項の合併の認可 2 法第八十五条の規定による措置の命令及び法第八十六条の規定による解散の命令</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

別表第三中小企業課の表中「中小企業課」を「商業・金融課」に改め、同表中一の項を五の項とし、一の項の次に次のように加える。

<p>四 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号。以下この項中「法」という。）及び中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第百八十六号。以下この項中「令」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第四条第一項から第三項まで、第六項及び第八項の商店街整備計画等の認定等 2 令第九条第一項の商店街整備計画等の変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>
<p>六 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第八条第四項の規定による意見の陳述及び意見を有しない旨の通知 2 法第九条第一項の規定による勧告 3 法第九条第七項の規定による勧告に従わない旨の公表</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

別表第三中小企業課の表に次のように加える。

<p>九 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）以下この項中</p>	<p>八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十五号）以下この項中「法」という。）の施行事務</p>
<p>1 法第四条第一項の総合効率化計画の認定 2 法第五条第一項の総合効率化計画の変更の認定及び同条第二項の規定による総合効率化計画の認定の取消し</p>	<p>1 法第十条第二項の規定による経営革新計画の承認の取消し</p>	<p>1 法第三十六条第一項の規定による第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定 2 法第五十五条第一項の規定による第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定</p>
<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関する事務</p>
<p>別表第三農業技術課の表二の項を次のように改める。</p>		
<p>三 農業改良助長法（昭和二十三年法</p>	<p>九 研究開発に関する事務（農畜水産業に関するものに限る。）</p>	<p>「法」という。）の施行事務</p> <p>別表第三農業技術課の表二の項を次のように改める。</p> <p>二 研究開発に関する事務（農政部、農政課及び林政部、林政課の所掌に属するものを除く。）</p> <p>1 研究課題の設定及び評価に関する事務</p> <p>2 研究課題の設定及び評価に関する事務</p> <p>1 部長専決事項を 除く研究開発に関する事務</p> <p>別表第三観光課の表中「観光課」を「国際戦略推進課」に改める。 別表第三農政課の表八の項課長専決事項の欄第一号中「二億円」を「八千万円」に改め、同項を同表十の項とし、同項の前に次のように加える。</p> <p>1 部長専決事項を 除く研究開発に関する事務</p> <p>1 法の施行に関する事務のうち試験研究に関する事務</p>

別表第三農業経営課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「又は同条第四項」を「及び同条第五項」に改め、同欄第二号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同表八の項を次のように改める。

<p>律第六十五号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p>	
	<p>八 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p>
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 第三条第一項の規定による基本方針の策定及び同条第四項の規定による変更 2 第三条第五項の規定による基本方針の公表 3 第四条の規定による農地中間管理機構の指定 4 第七条第一項の役員を選任及び解任の認可 5 第七条第二項の規定による役員解任の命令 6 第八条第一項の農地中間管理事業規程及びその変更の認可 7 第十三条の規定による農地中間管理事業に関する命令 8 第十四条第一項の農地中間管理事業の休止又は廃止の認可 9 第十五条第一項の規定による農地中間管理機構の指定の取消し</p>

別表第三農業経営課の表に次のように加える。

<p>九 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第九條第一項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる同法第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号。以下この項中「旧法」とい</p>	
<p>1 旧法の施行に関する事務</p>	

う。()の
施行事務

別表第三林政課の表中四の項を削り、五の項を四の項とし、同表六の項課長専決事項の欄第一号中「一億円」を「八千万円」に改め、同項を同表五の項とし、同表に次のように加える。

六 研究開発に関する事務 (森林に 関するも に限る)	1 研究課題の設定及び評価に関する事務	1 部長専決事項を除く研究開発に関する事務
--------------------------------------	---------------------	-----------------------

別表第三林政課の表の次に次のように加える。
恵みの森づくり推進課

事務の種類 一 岐阜県 水源地域 保全条例 (平成二 十五年条 例第二十 四号。以 下この項 中「条例」 という。) の施行事 務	副知事専決事項	部長専決事項 1 条例第十九条の規定による勧告 2 条例第二十條第一項の規定による公表	課長専決事項 1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務
---	---------	---	----------------------------------

別表第三技術検査課の表三の項課長専決事項の欄第一号中「一億円」を「八千万円」に改める。

別表第三河川課の表九の項から十一の項までを削る。

別表第三建築指導課の表十一の項中「平成十年条例第八号。」及び「平成十年規則第六十二号。」を削る。

別表第三公共建築住宅課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第二十六条第一項の下に「規定による」を加え、「法第三十二条第一項又は」を削り、「第二十九条第一項の」を「第二十九条第一項(条例第三十六条の四において準用する場合を含む。第三号において同じ。)の規定による」に改め、同欄第二号中「第二十七条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「社会福祉法人等の使用許可」を「社会福祉法人等への使用許可等」に改め、同欄第五号中「社会福祉法人等の」を「規定による社会福祉法人等が支払うべき」に改め、同欄第六号中「第四十条の社会福祉法人等の」を「第四十条第一項の規定による社会福祉法人等への」に改める。

水資源課

別表第三公共建築住宅課の表の次に次のように加える。

事務の種類 一 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百八号。以下この項中「法」という。) の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項 1 法第四条第二項の規定による意見の聴取 2 法第十二条第一項の規定による整備事業についての負担の協議	課長専決事項 1 法第四条第四項の規定による意見の聴取 2 法第四条第五項の規定による計画提出の請求及び意見の陳述
--	---------	--	---

<p>の施行事務</p> <p>三 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）以下この項中「法」といふ。）の施行事務</p>		<p>1 法第十六条の規定による水資源機構との協議</p>	
---	--	-------------------------------	--

別表第三社会教育文化課の表三の項を次のように改める。

<p>三 岐阜県公の施設の設置及び管理に關する条例（昭和三十一年条例第一号）の施行事務</p>			<p>1 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に關する規則第三条の表教育長の項第四号から第十二号までに掲げる事務</p>
---	--	--	--

別表第三スポーツ健康課の表を削る。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第九号

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁 中 一 般
現 地 機 関

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「教頭」の下に、「組織規則第六十一条第一項、第六十四条及び第七十条第一項に規定する部長」を加え、「組織規則第六十四条第一項及び第七十条第一項に規定する部長」を削る。

第八条中「振興局」及び「副局長又は」を削る。

第八条の二中「第六条」の下に「及び第七条」を加え、「森林文化アカデミー」を「美術館、現代陶芸美術館及び森林文化アカデミー」に、「副学長」を「副館長又は副学長」に改める。

第十四条第一項中「森林文化アカデミー」を「美術館、現代陶芸美術館、森林文化アカデミー」に改め、「次」の下に「の各号」を加え、「各号」を「当該各号」に改め、同項第一号中「副局長」を削り、同条第二項中「森林文化アカデミー」を「美術館、現代陶芸美術館及び森林文化アカデミー」に改め、「副学長」を「副館長又は副学長」に改める。

別表第一二の項所長決裁事項の欄第一号中「ある者並びに」の下に「美術館及び現代陶芸美術館の館長並びに」を加え、同表備考中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表二の項から五の項までを次のように改める。

<p>一から四まで 削除</p>	<p>1 施行令第三十九条（施行令第五十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の項において同じ。）の規定により災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二八八号）第三十二条第</p>	<p>1 施行令第三十九条の規定により災害対策基本法施行令第三十二条第二項の規定の例によることとされる緊急通行車両の標章及び証明書</p>
----------------------	---	---

務	<p>一項の規定の例によることとされる車両使用者の申出に係る車両が緊急通行車両であることの確認</p>	<p>別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表六の項を削り、同表七の項中「(昭和三十七年政令第二八八号)」を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「第三十三条第二項の」の下に「規定による」を加え、同項を同表六の項とし、同表中七の二の項を七の項とし、同表三十一の四の項所長決裁事項の欄第六号を削る。</p> <p>別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第八条の第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十五条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「届出書」を「規定による届出」に改め、同欄第六号中「第五十五条第五項の」を「第五十五条第八項の規定による」に改め、同欄第七号中「第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「報告書」を「病院報告」に改め、同欄第十号中「第五条の十二の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第五条の十三の」の下に「規定による」を加え、同表十一の項を次のように改める。</p>		
十一 削除		<p>別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十三の項中「及び狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第三三六号)」を削り、同項所長決裁事項の欄第三号中「しや断」を「遮断」に改め、同表二十九の項中「及び岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六三年規則第四六号)」を削り、同表三十九の項を次のように改める。</p>		
三十九 削除		<p>別表第二精神保健福祉センターの表の次に次のように加える。 知的障害者更生相談所</p>		
事務の種類	所長決裁事項	課長専決事項		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1262 1200 1433 1368"> <p>一 岐阜県療育手帳に関する規則(平成二十二年規則第七二号)の施行事務</p> </td> <td data-bbox="975 1391 1433 1704"> <p>1 規則第三条第一項又は第五条第一項に規定する判定又は再判定 2 規則第三条第二項の規定による知的障害者への療育手帳の交付 3 規則第三条第三項の規定による療育手帳を交付しない旨の決定及び通知 4 規則第三条第四項の指示 5 規則第五条第二項の規定による再判定の時期の指定 6 規則第七条の療育手帳の再交付</p> </td> </tr> </table>			<p>一 岐阜県療育手帳に関する規則(平成二十二年規則第七二号)の施行事務</p>	<p>1 規則第三条第一項又は第五条第一項に規定する判定又は再判定 2 規則第三条第二項の規定による知的障害者への療育手帳の交付 3 規則第三条第三項の規定による療育手帳を交付しない旨の決定及び通知 4 規則第三条第四項の指示 5 規則第五条第二項の規定による再判定の時期の指定 6 規則第七条の療育手帳の再交付</p>
<p>一 岐阜県療育手帳に関する規則(平成二十二年規則第七二号)の施行事務</p>	<p>1 規則第三条第一項又は第五条第一項に規定する判定又は再判定 2 規則第三条第二項の規定による知的障害者への療育手帳の交付 3 規則第三条第三項の規定による療育手帳を交付しない旨の決定及び通知 4 規則第三条第四項の指示 5 規則第五条第二項の規定による再判定の時期の指定 6 規則第七条の療育手帳の再交付</p>			
<p>別表第二子ども相談センターの表三の項中「(平成二十二年規則第七二号)」を削り、同項所長決裁事項の欄第一号中「第二条第三項」を「第三条第一項」に、「知的障害児の障害の程度の確認」を「に規定する判定又は再判定」に改め、同欄に次の五号を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 規則第三条第二項の規定による知的障害児への療育手帳の交付 3 規則第三条第三項の規定による療育手帳を交付しない旨の決定及び通知 4 規則第三条第四項の指示 5 規則第五条第二項の規定による再判定の時期の指定 6 規則第七条の療育手帳の再交付 <p>別表第二農林事務所の表二の項所長決裁事項の欄第四号中「第九十五条の二の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第二号中「第九十四条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第一号中「第九十三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第七十二条の十二の六の規定による農事組合法人の一時理事の職務を行うべき者の選任 2 法第七十二条の十八の九第三項及び第四項の規定による裁判所に対する意見の申述及び農事組合法人の調査 				

別表第二農林事務所の表二の項課長専決事項の欄第三号中「第九十五条の三第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第二号を第三号とし、同欄第一号中「第七十三条の十二の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。

1 法第七十二条の十二の八第三号の農事組合法人の監事からの財産の状況又は業務の執行に係る報告の受理

別表第二農林事務所の表六の項所長決裁事項の欄第一号(四)及び同欄第二号(二)中「監督」の下に「課長専決事項を除く。」を加え、同欄第三号中「一億円」を「八千万円」に改め、「検査」の下に「課長専決事項を除く。」を加え、同項課長専決事項の欄を次のように改める。

1 設計金額三億円未満の工事の監督に係る次の事務(工事の検査を除く。)又は事業の執行

- (一) 建設工事変更事務処理要領第六に定める軽微な変更の範囲内の指示又は協議に対する回答
 - (二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答
 - (三) 段階確認報告に関する事務
 - (四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理
 - (五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借用書、現場発生品調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理
- 2 設計金額三億円以上の工事の監督に係る次の行為
- (一) 契約金額の変更を伴わない指示又は協議に対する回答
 - (二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答
 - (三) 段階確認報告に関する事務
 - (四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理
 - (五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借用書、現場発生品調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理
- 3 設計金額二百五十万円未満の工事の検査

別表第二農林事務所の表十の項中「施行に関する事務」を「施行事務(他の所掌に属

するものを除く。)」に改め、同表十五の項所長決裁事項の欄第一号(五)及び同欄第二号(三)中「監督」の下に「課長専決事項を除く。」を加え、同欄第三号中「一億円」を「八千万円」に改め、同項課長専決事項の欄第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1 設計金額三億円未満の工事の監督に係る次の事務(工事の検査を除く。)又は事業の執行

- (一) 建設工事変更事務処理要領第六に定める軽微な変更の範囲内の指示又は協議に対する回答
 - (二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答
 - (三) 段階確認報告に関する事務
 - (四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理
 - (五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借用書、現場発生品調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理
- 2 設計金額三億円以上の工事の監督に係る次の行為
- (一) 契約金額の変更を伴わない指示又は協議に対する回答
 - (二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答
 - (三) 段階確認報告に関する事務
 - (四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理
 - (五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借用書、現場発生品調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理
- 別表第二農林事務所の表十七の項所長決裁事項の欄第一号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同欄第五号中「第五十二条第五項後段」を「第五十二条第五項前段」に改め、同欄第十号及び第十一号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同表十九の項所長決裁事項の欄第二号中「第十条の二第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十条の二第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第

十条の三の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第十一条」を「第十九条第一項の規定により処理することとされている、法第十一条第五項（法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「第十三条の」及び「第十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「含む。」の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「通知及び意見聴取」を「規定による意見聴取及び通知」に改め、同欄第九号中「第三十四条第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第三十五条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「の」を「に規定する」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第十二条」を「第十九条第一項の規定により処理することとされている、法第十二条」に、「第十七条の届出」を「第十七条第二項の届出書」に改め、同欄第二号中「第十九条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十九条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「同じ。」の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第三十四条第十項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号を削り、同欄第八号中「第三十九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第七号とし、同欄第九号を第八号とする。

別表第二家畜保健衛生所の表四の項中「施行に関する事務」を「施行事務（家畜衛生に係るものに限る。）」に改め、同項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。

- 1 法第五十六条第一項から第三項までの規定による立入検査等
- 別表第二土木事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号(五)及び同欄第二号(二)中「監督」の下に「(課長専決事項を除く。）」を加え、同欄第三号中「一億円」を「八千万円」に改め、同項課長専決事項の欄中第一号を第三号とし、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1 設計金額三億円未満の土木工事の監督に係る次の事務（工事の検査を除く。）又は事業の執行

- (一) 建設工事変更事務処理要領第六に定める軽微な変更の範囲内の指示又は協議に対する回答
- (二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答
- (三) 段階確認報告に関する事務
- (四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理
- (五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借用書、現場発生品調査、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工

打合せ記録簿、使用材料調査、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理

2 設計金額三億円以上の土木工事の監督に係る次の行為

- (一) 契約金額の変更を伴わない指示又は協議に対する回答
 - (二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答
 - (三) 段階確認報告に関する事務
 - (四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理
 - (五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借用書、現場発生品調査、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工打合せ記録簿、使用材料調査、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理
- 別表第二土木事務所の表三十の項の次に次のように加える。

三十の二 平成記念公園の未供用区域に関する事務(可茂土木事務所に限る。)	1 地方自治法第二百三十八条の四第七項の行政財産の新たな目的外使用許可(重要なものを除く。)	1 地方自治法第二百三十八条の四第七項の行政財産の新たな目的外使用許可(重要なものを除く。)
	2 所長決裁事項及び前号に掲げる事項を除く平成記念公園の未供用区域に関する事務	

別表第二建築事務所の表六の項所長決裁事項の欄第一号中「若しくは第六十三条第三項第五号イ又は第三十一条の二第二項第十五号八若しくは第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八号の六十九第三項第五号イ」に改め、同欄第二号中「若しくは第六十三条第三項第六号又は第三十一条の二第二項第十六号二若しくは第六十二条の三第四項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二、第六十三条第三項第六号又は第六十八号の六十九第三項第六号」に改め、同項の次に次のように加える。

- | | | |
|----------|--------------|---------------|
| 六の二 営繕工事 | 1 公共建築物の営繕工事 | 1 設計金額二百五十万円未 |
|----------|--------------|---------------|

<p>に関する事務 (岐阜・西濃建築事務所を除く)</p>	<p>(都市建築部公共建築住宅課が所管するものに限る。次号において同じ。)に係る次の事務 (一) 工事の監督 (二) 契約金額の変更を伴わない工事の軽微な設計変更 2 設計金額千五百万円未満の工事に係る完成検査、出来形検査及び中間検査(課長専決事項を除く。)</p>	<p>満の公共建築物の営繕工事 (特に指定したものを除く)の検査</p>
<p>別表第二建築事務所の表十六の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「施行に関する事務」を「施行事務」に改め、同表十七の項の次に次のように加える。</p>		
<p>十七の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二〇年法律第八七号)の施行事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	
<p>別表第二建築事務所の表の次に次のように加える。 畜産研究所</p>		
<p>事務の種類 一 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の施行事務(試験研究に係るものに限る。)</p>	<p>1 第五十六条第一項から第三項までの規定による立入検査等</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>二 岐阜県種畜等譲渡規則(昭和五五年規則第四</p>	<p>1 規則の施行に関する事務</p>	

<p>四号)の施行事務</p>	<p>別表第二東京事務所の表の次に次のように加える。 美術館</p>	
<p>事務の種類 一 岐阜県美術館条例(昭和五七年条例第二二二号)の施行事務</p>	<p>1 条例第六条の規定による観覧料、特別観覧料又は使用料の前納の特例の承認、返還及び免除</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>現代陶芸美術館</p>		
<p>事務の種類 一 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成一三年条例第三七号)の施行事務</p>	<p>1 条例第四条の規定による観覧料又は特別観覧料の前納の特例の承認、返還及び免除</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>別表第二食肉衛生検査所の表の次に次のように加える。 動物愛護センター</p>		
<p>事務の種類 一 狂犬病予防法の施行事務</p>	<p>1 第十四条第一項の犬の死体の解剖又は解剖のため狂犬病にかかった犬を殺すことの許可 2 第十六条の規定による狂犬病にかかった犬の所在場所等の交通の遮断又は制限 3 第十八条第一項の規定による予防員によるけい留命令違反の犬の抑留</p>	<p>課長専決事項</p>

二 動物の愛護及び管理に関する法律の施行事務

1 法第三十五条第四項の規定による犬又は猫の譲渡

別表第二長良川上流河川開発工事事務所及び宮川上流河川開発工事事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号(四)及び同欄第二号(二)中「監督」の下に「課長専決事項を除く。」を加え、同欄第三号中「一億円」を「八千万円」に改め、同項課長専決事項の欄中第一号を第三号とし、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1 設計金額三億円未満の土木工事の監督に係る次の事務(工事の検査を除く。)又は事業の執行

(一) 建設工事変更事務処理要領第六に定める軽微な変更の範囲内の指示又は協議に対する回答

(二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答

(三) 段階確認報告に関する事務

(四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理

(五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借借書、現場発生品調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理

2 設計金額三億円以上の土木工事の監督に係る次の行為

(一) 契約金額の変更を伴わない指示又は協議に対する回答

(二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答

(三) 段階確認報告に関する事務

(四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理

(五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借借書、現場発生品調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理

別表第二岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号中「施行」を「執行」に改め、同号(四)及び同欄第二号(二)中「監督」の下に「課長専決事項を除く。」

を加え、同号(五)中「契約の金額」を「契約金額」に改め、同欄第三号中「一億円」を「八千万円」に改め、同項課長専決事項の欄を次のように改める。

1 設計金額三億円未満の土木工事の監督に係る次の事務(工事の検査を除く。)又は事業の執行

(一) 建設工事変更事務処理要領第六に定める軽微な変更の範囲内の指示又は協議に対する回答

(二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答

(三) 段階確認報告に関する事務

(四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理

(五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借借書、現場発生品調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理

2 設計金額三億円以上の土木工事の監督に係る次の行為

(一) 契約金額の変更を伴わない指示又は協議に対する回答

(二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答

(三) 段階確認報告に関する事務

(四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理

(五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借借書、現場発生品調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び施工体系図の受理

別表第二流域浄水事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号(四)及び同欄第二号(二)中「監督」の下に「課長専決事項を除く。」を加え、同欄第三号中「一億円」を「八千万円」に改め、同項課長専決事項の欄中第一号を第三号とし、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1 設計金額三億円未満の土木工事の監督に係る次の事務(工事の検査を除く。)又

は事業の執行

(一) 建設工事変更事務処理要領第六に定める軽微な変更の範囲内の指示又は協議に対する回答

(二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答

(三) 段階確認報告に関する事務

(四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負

代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理

(五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借

用書、現場発生日調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工

打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び

施工体系図の受理

2 設計金額三億円以上の土木工事の監督に係る次の行為

(一) 契約金額の変更を伴わない指示又は協議に対する回答

(二) 承諾書、提出書及び報告書の受理及び回答

(三) 段階確認報告に関する事務

(四) 着工届、工程表、現場代理人・主任技術者・監理技術者届、下請負人届、請負

代金内訳書、出来形届出書、出来形内訳書及び完成届の受理

(五) 施工計画書、鋼橋仮組立計画書、支給材料受領書、支給材料領収書、貸与品借

用書、現場発生日調書、材料検査(試験)願、休日・夜間作業届、工事日誌、施工

打合せ記録簿、使用材料調書、材料確認書、工事履行報告書、施工体制台帳及び

施工体系図の受理

別表第二流域浄水事務所の表十一の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」

を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号

中「第七条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十三条第一項の」

の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十三条第三項の」の下に「規定による」

を加え、「死亡」を削り、同欄第五号中「第十四条第一項の」の下に「規定による」

を加え、同欄第六号中「第十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、「効率」を

「効率等」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社